

# 平成27年知立市議会12月定例会予算・決算委員会記録目次

	ページ
12月9日(水)	
予算・決算委員会 付託……………	1
企画文教分科会 所管分	
議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第4号)	
議案第70号 平成27年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)	
議案第74号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第5号)	
市民福祉分科会 所管分	
議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第4号)	
議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)	
議案第72号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
建設水道分科会 所管分	
議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第4号)	
議案第69号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	
議案第73号 平成27年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)	
12月11日(金)	
予算・決算委員会 市民福祉分科会……………	3
12月14日(月)	
予算・決算委員会 建設水道分科会……………	11
12月15日(火)	
予算・決算委員会 企画文教分科会……………	31
12月18日(金)	
予算・決算委員会 分科会委員長報告、質疑、討論、採決……………	41

## 平成27年知立市議会12月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成27年12月9日(水) 本会議終了後

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員(20名)

杉山 千春	明石 博門	水野 浩	中野 智基
小林 昭弼	三宅 守人	田中 健	神谷 文明
高木千恵子	久田 義章	池田 福子	池田 滋彦
川合 正彦	永田 起也	稲垣 達雄	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	中島 牧子	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	総 務 部 長	岩瀬 博史
危 機 管 理 局 長	高木 勝	福 祉 子 ど も 部 長	成瀬 達美
保 険 健 康 部 長	中村 明広	市 民 部 長	山口 義勝
建 設 部 長	塚本 昭夫	都 市 整 備 部 長	加藤 達
上 下 水 道 部 長	鈴木 克人	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監査委員事務局長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好	議 事 係	野々山英里

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第4号)  
議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第69号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第70号 平成27年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)  
議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第72号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
議案第73号 平成27年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第74号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第5号)

---

午後4時44分開会

○永田委員長

定足数に達していますので、ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号です。

8案件については、お手元に配付してあります議案付託一覧表第6号及び第7号のとおり、企画文教、市民福祉、建設水道の3分科会において、所管分をそれぞれ審査していただくこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次の予算・決算委員会は、12月18日金曜日午前10時より、本議場において開会します。

なお、各分科会の審査の日時については、会期日程によりそれぞれお願いします。

以上で、予算・決算委員会を散会します。

午後4時45分散会

---

## 平成27年知立市議会12月定例会予算・決算委員会 市民福祉分科会

1. 招集年月日 平成27年12月11日（金） 市民福祉委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（6名）

明石 博門	小林 昭弼	神谷 文明	高木千恵子
池田 福子	川合 正彦		

4. 欠席委員

中野 智基

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	中村 明広
長寿介護課長	清水 弘一	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	浦田 浩子	市民部長	山口 義勝
市民課長	加塚 尚子	経済課長	早川 晋
環境課長	小栗 朋広		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係	野々山英里		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）

### 事 件 名

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）

議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第72号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

午後1時04分開会

○高木委員長

ただいまから予算・決算委員会市民福祉分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は4件、すなわち議案第67号、議案第68号、議案第71号、議案第72号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○神谷委員

それでは、簡単に質疑をさせていただきます。

予算説明書34ページ、35ページ、3款3項生活保護費につきまして質問をさせていただきます。

本会議の質疑で、職員給与というところで人事の中で正規職員の給与の増減というか、異動によってこの金額が発生してきたということでありましたけれども、ちょっと視点を変えて、今、生活保護に対する就業相談員の方、何名おみえになるか、その辺を教えてください。

○福祉課長

現在2名でございます。

○神谷委員

以前、2年ぐらい前ですかね、新聞にも載ってました。就業支援相談に来られた方に、背広も貸して、しっかりと相談をしておられるということが載っておりました。それまで新聞に載ってるような支援相談、そして支援活動への支援というのは、いつごろからそういうような積極的な支援になったのか教えていただければと思います。

○福祉課長

平成25年の9月ぐらいからかなと思ってます。

○神谷委員

平成25年の9月からということでございます。

それで、ちょっと数字的なことをお聞かせいただきたいと思うんですけども、過去5年間の生活保護受給者の人数とか世帯数、いろんな方、お聞きになってますけれども、過去5年間の人数、

世帯数を教えてください。

○福祉課長

平成22年度が世帯数が399、人数が571人です。平成24年度、世帯数が434、人数が621人です。平成25年度ですが、世帯数が445、人数が644人です。平成26年は世帯数が417、人数が587人。平成27年当初で世帯数が390、人数が544人。平成27年11月末で世帯数393、人数が537人です。

○神谷委員

当然のことなかもしれませんが、平成25年の9月からしっかりと支援制度を行っているということで、数字から見ると平成25年がちょっとふえて、平成26年になると急激に減ってるという気がしますが、やはり就業支援に關することを強化したということが、この人数の減少につながっているというふうにお考えでしょうか。

○福祉課長

就労支援事業については、ハローワークの出張相談等もありまして、生活保護になる前の方でも就労紹介をして生活保護にならないような状態もつくってますので、その辺は効果的な効果が出るというふうに思ってます。

○神谷委員

ハローワークの出張相談、生活保護の基準に達しなくても、その前の段階で相談に来られたら、しっかりと就業支援を相談してやっておられるということでございます。

しっかりと就労して、生活保護から抜け出せると、生活保護に入らないということが一番大切であるというふうに考えますので、現状もしっかりとやっていただいているというふうに思いますので、引き続き一層努力をしていただきたいと思います。質問を終わります。

○高木委員長

ほかに。

○川合委員

それでは、2点だけ質問をさせていただきます。補正予算書の39ページの商工費であります。商工振興費001ですね、商業団体と事業補助金、

街路灯の電気料の補助が35万6,000円と補正が組み込まれております。この内容をちょっとお願いします。

○経済課長

街路灯整備費補助金につきましては、商店街の組合や発展会が管理します街路灯の電灯料の50%を補助するものでございます。

当初予算額185万8,000円は、おおむね街路灯がLEDになりましたので、前年度の電灯料の実績から、おおむね7割減になるだろうという予測によりまして予算を組みましたが、実際には6割程度の見込みでありましたことから、この当初予算額185万8,000円に対しまして決算見込みは241万4,000円でございますので、35万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

○川合委員

50%補助をしていただくようになりまして、この運営事業も非常に楽になったというわけですが、思ったよりも電気代が削減できてなかったことによる補正であるということなんですけど、実際には金額のランク的なものが中部電力との中で取り交わされているというか、実際にメーターがあるわけではないと思いますので、金額、ランクがあると思うんですけど、その辺はどんなふうになってますかね、今現状では。

○経済課長

補助につきましては、銀座商店街協同組合につきましては、そちらのほうへ補助をさせていただくんですが、一般の発展会等につきましては商工会のほうに一括補助をさせていただいて、商工会を通しまして補助金を出していただくような形をとっておりますので、細かい一定というのがよくわかりませんが、申しわけございません。

○川合委員

以前から、削減ができれば、本会議でも何度も言っておりますが、できたら全額補助のほうに向かっていただければ今後とも、特に駅前のことがありますので、できるだけ補助金につきましては今後の運営、それから、新たな設置のことも考えて進めていただきたいと思いますので、ちょっと

屋上屋な質問しましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、その下の003の商工振興補助事業の商工業振興資金信用保証補助金、これ340万円ほどプラス補正になっておりますが、この内容をちょっとお願ひしたいと思います。

○経済課長

商工業振興資金信用保証料補助金でございます。保証協会の信用保証により融資を受けた市内の中小企業の事業者には保証料の一部を補助するものでございます。

今年度の上半期4月から9月で55件、524万3,700円の補助を行っております。今後の下半期につきましても、同程度の件数及び補助金額が予想されますので、本年度の補助金額の決算見込み1,048万8,000円という予想を立てまして当初予算額の706万円との差し引き342万8,000円を増額補正していきたいというものでございます。

○川合委員

この件数、今55件ということですが、やはりその件数が商工業の今後の発展、いろんな景気、不景気のパロメーターにもなると思うんですが、件数的には近年の動向はどんなふうになっておりますでしょうか。

○経済課長

平成26年度につきましては、信用保証料の事業補助金につきましては、平成26年度の実績でございますが、157件の889万9,300円でございます。

また、今先ほど述べましたように、平成27年度につきましては1,000万円を超えるという金額を予想しておる状況を見ますと、まだまだ内容を見ますと、やはり保証になりますと借入れの目的が、まだまだ8割が運転資金という現状でございます。本来、設備投資のほうにそういったお金が回ると景気のほうもよろしいかということが見えてくるんですが、まだまだ運転資金ということでございますので、そこら辺は景気回復というところでは、市内につきましては、アベノミクス等がありますが、まだまだこれからだという感触でございます。

○川合委員

景気が好転してきつつあるというような見通しもあるわけですが、設備投資じゃなくて運転資金面での需要が多いということは、少し懸念される場所ではあると思います。引き続きこの件につきましても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、その下の新規創業事業補助金129万5,000円、この内容もお願ひいたします。

○経済課長

新規創業事業補助金につきましては、新規に市内で創業した場合、家賃の50%に相当する額を月額3万円を限度といたしまして、12カ月補助するものでござひます。

また、新たに創業する場合につきまして、事業所等の改装費用の50%に相当する額を60万円を限度に補助するものの2つがござひます。

当初予算では家賃補助を2件、24カ月分の72万円と改装費補助2件の120万円の計上しておりましたが、既に家賃補助が7件、43月分、改装費補助が2件の申請がござひまして、今後5カ月分の家賃補助と1件の改装を見込みまして、総額321万5,000円が必要と見込まれますので、当初予算額の192万円との差し引き129万5,000円を増額補正をお願ひするものでござひます。

○川合委員

この003の商工振興関係の補助金は、全体を見渡すと非常に地域内の商工業の内容がわかる数字となっておりますので、今後ともぜひ、新規創業、これは今年度初めてのものだったでしたかね。職種とか、どの辺に開業されるとかいうのがもしわかれば、個々の名前は結構ですけど、業種とか地域的なものがわかればお願ひします。

○経済課長

改装費のほうでよろしいですか。新林町のほうでござひます。販売店を立ち上げるということで改装費の補助金が出ております。

それから、新地町のほうで飲食店ということで改装費の補助金が出ておる。申請予定ということをお願ひしております。

○川合委員

これから駅前が進むにつれて新たな方も、もしくは今までの方が継続されるというようなことが考えられますので、ぜひこの辺は、相談窓口もしっかり受け入れやすい体制をとっていただき進めていただきたいと思ひます。

以上です。

○高木委員長

ほかに。

○池田福子委員

まず、30ページ、民生費の1項3目障害者福祉のところですけども、007の精神障害者福祉事業の中で、心の健康カフェ事業委託費と計上されておりますが、この事業に対して、今後どのようにしていこうとかあれば教えてください。

この費用の内訳みたいなもの、使ひ道。

○福祉課長

心の健康カフェ事業委託料でござひますが、3月ごろにNPO法人かとれあ福祉ネットに委託して中央公民館をお借りして、心ホットカフェという形で実施したいと。時間は午前10時から午後4時という形で計画しております。参加費用は、お茶、お菓子代、使用料という形で100円をいただいて実施するものでござひます。

心の健康に不安を感じている方や生きづらさを抱えている当事者の方、御家族の方、同じ立場の人同士で気軽に話し合える場所、交流ができる場所を提供するというところで実施する予定でござひます。

○池田福子委員

3月以降は、例えば、定期的にやっぴいこうとか、そういうお気持ちはあります。

○福祉課長

今、平成28年度予算で継続的に心の健康カフェ事業委託料という形で予算要求のほうはさせていっただいいております。

その際には、ちょっと日程が今回補正予算で上げさせていっただいしておりますので、日程等については、また見直しをする予定でござひます。

○池田福子委員

そうしましたら、次の32ページの保育園費のほ

うで伺いたいと思うんですが、3目職員給与と臨時職員雇用事業ということで、採用そのものに関しては総務の方に伺わなければいけないと思いますが、やめるときとかいろいろあると思います。これについて、001と002の関連についてお話しただけですか。

○子ども課長

001職員給与費、こちらにつきましては、正規職員、総務課人事係のほうで持っておる給与費でございます、こちらのほうが本会議のほうでも総務部長が若干お答えしたかと思いますが、昨年当初予算組む段階で平成26年度に組んだものを今年度は入って現状等見ながら補正を組んだという形の数字でございまして、特別これによって職員を減らしたとか、そういったような形のものではない、特にそういったためのものではないというような形でございます。

また、002の臨時職員雇用事業、こちらにつきましては、当初予算で組んでおりますけれども、途中で臨時職員の給与でございまして、そちらのほう、今年度末まで3月まで子供の配置に合わせてどれだけ必要かというところを見直しさせていただいたところなんです、それによりまして今回1,556万5,000円という形で補正をお願いするものになっております。

○池田福子委員

この1,500万円何がしは、こういう言い方はあれですけど、何人分なんですか。

○子ども課長

申しわけございません。ちょっと人数は何人分という形では私のほう、つかんでおりません。

○池田福子委員

1人何百万円かだとして、割って何人かという予測はつきませんか。

○子ども課長

臨時職員給与ですね、1年間雇用しますと、大体社会保険料等見込みまして二百六、七十万円ぐらい、それぐらいになるかとは思いますが、それで割りますと5.9人分、約6人分という形の数字、年間分に換算しますとそういう形にはなるん

ですが、これからの時期ということですので、残りの月数を単純に見ますと、3カ月でいくともうちょっと数字が変わってくるというような形になるかと思えます。

ただ、当初予算で見込んだのが今年の9月、10月に当初予算要求をしておりますので、その辺で翌年の見込みというのが正確にできないというようなこともございますので、こういう状況でございます。

○池田福子委員

本当に正直なところを伺いたいと思うんですけども、正規の職員で保育士は定着率はいいんですか。

○子ども課長

その定着率と言われますと、どういう表現をしていいかわかりませんが、先回の議会で職員が平均勤務年数どうだというような御質問があって、そのときお答えしたのが12.何年というような形のぐらゐの年数をお答えしたのかなと思えます。

○池田福子委員

何となく12.何年でやめていかれるのは惜しい気がしますね。キャリア積んでこれからというときで、お仕事にもなれてという気がするんですけども、そこでちょっと食いとめられれば、やっぱり人材の育成にもなると思うんですけども、ここまで突っ込んで聞いていいかどうかわからないんですけど、やめる理由というのは、ある程度把握してみえますか。

○子ども課長

やはり家庭の事情というのが一番あるかとは思いますが、中には、例えば御結婚されて居住地が遠くなって、その中で、子供ができるまでは通勤もそれなりにやっていたらいいんですが、距離が余ると自分の子供のこと、御家庭のこともやっぱり一緒にやっついていかないと、自分の子育ても、御家庭も見ないかんというようなことの中で、かわりにやっついていただける方があればいいのかもしれませんが、そういうところで職員が自分の負担というのも考えるのと、あと、周りの職



員にも迷惑かかってしまうんじゃないかなという真面目な職員も保育士多いんですが、そういった考える者中にはおるようございまして、そういうふうで、距離の遠い方が出産後、子供を、一旦復帰するんですけども、そういうような家庭的な環境だとか、あと、御家庭のほうで親の介護をせないかんというような方も中にはみえたりというような、ほかにもいろいろ御事情はあるかと思うんですが、そういったようなこともちょっと聞いたことがございます。

○池田福子委員

やめる理由はそれぞれだとは思いますが、内部のコミュニケーションとかそういったものの風通しをよくしていただいて、相談しやすい体制をつくっていただくことによって、1人でも2人でも延びてくれればね、1年でも2年でも、そうすれば対応としては子供たちもなれてきてるし、自分たちも仕事になれてきてるころだと思いますので、人材として考えて育ててほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、先ほどの続きになります、7款の2目ですね、商工費の001、003は聞いていただきまして、015のところなんですけれども、この再投資促進事業の補助金ですけど、県が半分で市が半分だったんですね、4,000万円のうち。全額がこれは補正でゼロになるということだと思うんですけども、これはどういう、用がなくなったということだと思うんですが、ちょっと御説明いただいて。

○経済課長

中小企業再投資促進事業費補助金でございます。これにつきましては、山屋敷町にございます自動車部品製造企業が昨年12月着工で、本年8月に創業予定ということで、県のほうに新あいち創造産業立地補助金のほうを申請されるということでお聞きしておったわけですが、実際には土地取得のほう等の兼ね合いがございまして、そちらのほうを優先するというので、実際には着工及び創業が1年以上延期になるというお話を伺いました。ですので、本年度8月に創業予定でございまして

たが、本年度補助金を交付する予定でございましたが、本年度補助金の交付がなくなってきたということで減額補正をさせていただくものでございます。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

70ページ、71ページで後期高齢者支援金のところの2目後期高齢者関係事務費がおおよそ半分になってるんですけど、これはどういうことでしょうか。

○国保医療課長

後期高齢者支援金のあとの後期高齢者関係事務費拠出金でございますけれども、こちらのほうは後期高齢者、当初10万円の予算をとっておりましたけれども、今回、事務費拠出金ということで確定額が通知がまいりまして、当初の予算の10万円から確定額を差し引いた分を減額させていただいたものでございます。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

直接のあれというよりも、122ページの給与費明細書のちょっとわからないところだけお尋ねしますね。

表の2番目の特殊勤務というのは、具体的にどのような勤務をいうのでしょうか。

○長寿介護課長

済みません、もう一度。

○池田福子委員

2番目の表の1番右側の特殊勤務手当と、これは危険なこととかそういうことじゃないと思うんですけど、どういう勤務でしょうか。これ、国保もあるので。

○長寿介護課長

特殊勤務手当ですが、職員が介護保険料の滞納分の夜間徴収とかをしておりますので、その分ということになります。

○高木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第72号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○高木委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○高木委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされました案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任お願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上、予算・決算委員会市民福祉分科会を閉会します。

午後1時38分閉会

---

## 平成27年知立市議会12月定例会予算・決算委員会 建設水道分科会

1. 招集年月日 平成27年12月14日（月） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（6名）

杉山 千春	三宅 守人	久田 義章	永田 起也
稲垣 達雄	中島 牧子		

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建 設 部 長	塚本 昭夫	土 木 課 長	岩瀬 祐司
建 築 課 長	野々山 浩	都 市 整 備 部 長	加藤 達
都 市 整 備 部 次 長	木納 利和	都 市 計 画 課 長	太田 知見
ま ち づ ぐ り 課 長	尾崎 雅宏	都 市 開 発 課 長	柘植 茂博
上 下 水 道 部 長	鈴木 克人	水 道 課 長	國分 政道
下 水 道 課 長	近藤 修司		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）

### 事 件 名

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）

議案第69号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第73号 平成27年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）

午前9時57分開会

○杉山委員長

ただいまから予算・決算委員会建設水道分科会を開会いたします。

本分科会の所管とされました審査案件は3件、すなわち議案第67号、議案第69号、議案第73号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

今回の補正予算の中で、本会議でも少しやりとりあったわけでありすけれども、43ページの市街地再開発事業補助金マイナス7,760万円、これについての御説明をいま一度お願いいたします。

○まちづくり課長

まず、駅北再開発事業の現状を少しおしをさせてから補正のほうのお話をさせていただきます。

現在、実施設計、あるいは権利返還というそういった業務を今、行っております。これは組合の自主事業になりまして、その中で、行政側からの補助事業になるのが設計、あるいは権利返還の作製の業務、あるいは損失補償、そういったものが対象になるということで、当初予算のほうを予算としてお願いをしてきました。

その中で、変更の理由としまして、家賃収入等の減額に伴う補償、これを補助対象事業から外しまして組合の独自事業、単独事業ということになりました。そのための補助対象事業が減ったために減額補正をさせていただいております。

以上です。

○中島委員

家賃補償については、市ではなくて組合ということになるので、その分をという御説明でしたね。それは当初では市がやるという計画であったということですか。

○まちづくり課長

当初は行政側からの補助の対象にしておりました。まず再開発事業というのは、制度いろいろは

っきりしてない部分ございまして、法律で決められてない部分たくさんあります。その中で、組合がやる部分と補助対象とできる部分、非常にファジーな部分がありまして、年度当初としましては、一定の家賃補償までを対象としておったんですが、組合との協議の中で、非常にファジーな部分がありましたので、それは行政側からの補助対象から外させていただきまして、組合が単独でやる事業、もともと組合がやる事業なんです、補助の対象として補助金をいただかない組合の自主事業ということでさせていただいた結果の減額になります。以上です。

○中島委員

話し合いの中でそういうふうにということで、当初は市がもつという計画の中にあつたということですね。

市と組合とどこがどうもつのかという、この冊子の中でもこれは推進計画ですよ、これの中にも多少こちらは対象事業とするとかしないとかというふうに分類がしてあるわけですね。ここは家賃の減収補償という部分なんですかね、これは。ここが60%を補助対象とするというような表記がここにはあります。このところがゼロになったということですか。

○まちづくり課長

一般的に今回の場合、区画整理と共同というか、一体的施行をやるんですが、その中で権利返還ということが出ます。権利返還以後というのが一般的に組合で補償するということになります。ちょっと先ほども言ったんですが、補助のやり方というのがなかなかルールとして明確でない部分があります。その中で、筋と言ったら言い方が適切ではないかもしれないんですが、国の補助金、あるいは県の補助金も入りますので、その筋のよさということを見た中で、やはりこれは権利返還ということをやられると建物等全てのものが、土地等が組合のものになりますので、そういった中でいくと、行政側が補助をするのは適切じゃないであろうということで、組合とのお話というか、その中で補助対象から国・県・市の行政側からの補助

対象から外すとといったことを協議した結果になります。

以上です。

○中島委員

それは組合のほう抵抗なく受け入れていただいたということですか。

仮住居補償というのがありますね。今回はまだないと思うんですが、それも始まっていますか、仮住居補償。今、大分壊されておりますよね、壊し始めておりますよね。今後、本格的に今年度中にそれは壊していくということになると思うんですが、その仮住居の補償ということの関係も、ちょっとその辺の事業の進展も含めて、お願いします。

○まちづくり課長

今そこの中で、仮住居というのは当然お住まいになっている方、事務所あるいは店舗の方じゃなくしてお住まいの方を想定したものなんですが、今いろいろ事業進んでくる中で、権利者、関係者のお考えがいろいろ変わってきました。

その中で、仮住居というものがなくなかった、その仮住居だけに特化した話をしますと、お住まいの方は再開発事業から転出をされる、そんな選択をされましたので、仮住居としての対象者はいなくなった、そんなふうになります。

以上です。

○中島委員

全員が住まいの方は転出をされたので、この仮住居補償の該当者はいないと、こういうことですね。

店舗の方たちですね、今後それはどういう形になるのでしょうか。もう店舗の方たちの移転先というものは決まっているのでしょうか。

○まちづくり課長

今、再開発区域の中に少し以前のデータですと32件ぐらい、現況ですと残ってみえる方は二十数件残っているかとは区画整理事業のほうからの情報等で伺っております。

全ての方の移転先というものが決まった状態ではありません。また、この機に商売のほうをやめるといふ、そういった方もおみえになります。そ

の中で、今、再開発事業に戻られるとなると、やはり2年半以上のブランクというか、入れない時期がありますので、今いろいろとマッチングという中で、近くにできる民間の方の商業ビルに、そういったところに入っていただく、そういったマッチングをやらせているような状況ですので、全ての方が移転先を希望される方にとっても決まってる状態ではありません。

以上です。

○中島委員

安藤証券はどこへ移転という、もう決まってるんですか。

○まちづくり課長

安藤証券は、親会社というか、別会社の方が建物を所有されております。そちらのほうは敷地内に、ある意味、少し独立したような建物を建てますので、そちらのほうに行かれます。おおむねの場所としては、今もう既に取り壊しは終わってるんですが、神谷金物店、あそこあたりに移転先が決まっております。

以上です。

○中島委員

それから、やめてしまわれる方とか、いろいろまだ決定されていない人もいるのかとは思いますが、おおむねその内訳はどうですか。

○まちづくり課長

今やめられる方というか、少しフェジーな方もあるんですが、今お話をした神谷金物店については外に出られるということになっております。

それから、もともと権利者ではないんですが、何件かの店舗の方は外に出られる、そんなふうには聞いてはおります。

少しまだ細かな数字というのは、先方の意向がまだしっかりしてないものですから、やめるとかやめないとかという状況ですので、細かな数字までは決定はしてないんですが、まだ何件かの方、希望されても行き先が決まってない方がいるじゃないか、そんなふうには区画整理事業のほうからは伺っております。

以上です。

○中島委員

もう今年度中に壊していくという中で、もう少し詳しい情報があるんじゃないですか。

○都市開発課長

テナントの移転先等のことは、区画整理のほうで補償させていただいておりますので、私のほうから御説明させていただきます。

先ほどの安藤証券でございますけれども、今年度末で一応取り壊しをされます。仮店舗は安藤証券独自で探していただきまして、現在、栄クリニックのビルに移転をさせていただいております。ですから、建物は今年度内に取り壊しをさせていただきます。

それと、地区内のテナントでございますけれども、現在この駅周辺のテナント、御高齢の方がやっておられる方が非常に多くございます。そういった方は、この機に廃業されるという方もみえます。また、ある程度チェーン店活動をされている、そういった居酒屋系のテナント、そういった関係につきましては、近くで新しいテナントビルに入られる方もございます。

ほかにまだ現在決まってない方もございまして、私どものある程度、この知立市内、駅周辺であいてるような店舗等は御紹介はさせていただいておりますけれども、現在のところ、なかなか空き店舗というものが非常に少ない状態でございます。そういった意味では、まだなかなか移転先が決まらずに、刈谷地区、安城地区を含めた形の中でいろいろ模索している状況でございます。

以上です。

○中島委員

まだ具体的に数字であらわすことは、それはできないのでしょうか。

○都市開発課長

数字というのは廃業される方とか、そういった数字でございますね。まだちょっと交渉している段階でございますので、そこまでの正確な集計までは出しておりません。もうしばらくお時間いただきたいと思います。

○中島委員

駅のにぎわいを今以上につくろうということの計画であるはずですが、再開発によって、また駅の前全体の周辺整備ということでのにぎわいをつくろうという、こういう事業の1つでこの再開発の事業もあるはずでございますよね。

そういう中で、高齢で廃業されるというような方、これは半分いたし方ないのかな、しかし、廃業を早めてるんだらうなという感じがいたしますよね。廃業を早めてしまつてると。チェーン店の関係では、市外も含めて移転先を考慮ということになると、この周辺に残っていただけの店舗というもの、そして廃業されてしまうということも含めて店舗そのものは減ってしまうなということが非常に心が痛いわけですね。

空き店舗がいっぱい周辺にあると言われつつ、もう既に取り壊して駐車場になってしまつたりして、まともに貸して差し上げるような空き店舗がないと、使えるような条件のところがないと、こういう状況に今なっているということは、そういう意味では、ちょっと大変な状況だなというふうに思います。

空き店舗というときには空き店舗活用ということを盛んに言ってね、知立市が借り上げて新しい起業をする方に使ってもらおうという取り組みも経済課のほうであったわけですが、それもうまく続いていないという状況で、駅周辺の利用価値というものがどうなんだろうかという、半分ちょっと疑問に感じてしまう面もあるんですけれども、その辺のこの再開発事業、そして区画整理全体含めて周辺の全体ですが、こういった店舗をやっている方にとっては、一口で言って、行き詰まった状態であると、こういうことが言えるのでしょうか。

○都市開発課長

にぎわいの関係でございます。確かに現在の既存の店舗というものは、なかなか今この地区に残ることが非常に難しい状況下にはございません。

ただし、私どもが今、区画整理事業を進めている中で、駅周辺地区計画等もかけさせていただ

てた中で、新たに商業テナントビルを建設していただけるようなお話も進めさせていただいております。今まで1階、2階の店舗という、そういった建物が、この地区計画によって3階建て以上になるといったような形で、私どもこの区画整理の計画で言いますと、既存の商業床の面積はちょっとまだ把握しておりませんが、今、地権者それぞれテナントビルの設計をやっていただいておりますけれども、商業床といたしましては15床、つまり、区画整理が完成した後のほうが店舗床ははるかにふえるというふうに私どもは想定しております。

以上でございます。

○中島委員

商業床、新たにテナントビルを拡大するような形のものがないかということで進んではいると。その商業床全体としてはふえると。それは現在、再開発ビルの中で商業をしていらっしゃる方たちの床面積も含めて今よりもふえると、こういう今の御説明でよろしいでしょうか。

○都市開発課長

正確な数字はつかんでおりませんが、今いろいろ地権者が換地先でそういった建築計画立てております。そういった建築計画を聞きますと、店舗床はふえるのではないかとこのように私は思っております。

○中島委員

ただ、タイムラグが相当そこにはありますので、今出て行かなければならない店舗の方たちがどこかで待機してて、そこにまた入りたいという、こういうふうに話がつながるかどうかは全くわからないことですよ。余りにもタイムラグ。

これは区画整理事業のほうで、うんと先まで事業かかるわけだから、このテナントビルができるなんていう見通しは、いつごろを想定したらよろしいでしょうか。

○都市開発課長

現在進めております駅北地区、これは私どもの今の予定ではございますけれども、平成30年ごろまでに駅北地区の大方の整備を進めたいと思ってお

ります。

したがいまして、現在、駅の西地区にございますミスタードーナツとか、そういったところの一角でございますけれども、その移転を平成29年、平成30年で移転のほうをお願いしていく予定としております。

○中島委員

再開発ビルは平成30年度ですよ。そうすると、でも壊してしまうのは今年度ですからね、まだやっぱりタイムラグがあって、今の方たちが、例えばどこかで仮住まいをしていて、やっぱり駅前に戻りたいと、こういった場合に、そういう商業の方たちの移転補償というのはどういうふうになるのでしょうか。

○都市開発課長

現在、テナントに対する補償は、あくまでも今回地区外へ出られるという形になります。そういった形の補償でございます。ですから、これは補償の基準でございますけれども、一定量の収入源に対しての補償をさせていただくということでございます。

○中島委員

やっぱりつながっていくのは、その範囲では多分難しいだろうなという感じがいたします。

再開発ビルができて、1階、2階が商業床ですね。ここはもう建設をしていく直前まで来ているわけでありまして、その店舗の大きさ、需要、供給、このバランスというのをどういうふうに、設計がもう済んでるだろうと思っておりますけれども、どういうふうに考えて進めていらっしゃるのか、そのあたりも御説明ください。

○まちづくり課長

再開発ビル、ほぼ設計のほうは終わっております。その中で、先ほど少し話をしました権利返還というものの、この権利返還というのは、皆様方がどのような場所に、どのような大きさで、どのような形で床を持たれるか、そんなことを決定してまいります。

商業床を持たれる方に対して、お渡しの仕方、2階なのか1階なのか、あるいは南なのか北なの

か、そういった場所を決めさせて各地権者の方へ、こんな形でお渡ししますよということがほぼ決定をしております。

その次に、商業のものの入れ方というか、どんなものを入れるのか。まずどんなものを入れるかというのは、上に住宅棟できます。3階以上、住宅棟になりますので、その中で、ある意味ふさわしいもの、住宅との共同ビルになりますので、その中で全体でルールを決めてどんなものを入れるか、どこまでを許容の範囲にするか、そういったことをルールとして決めてます。

ただ、こちら側からも、あるいは組合の皆さんも、少なくとも南側、あるいは30メートル道路側につきましては終日の営業をしていただけるような商売、今はどうしても午後5時以降ぐらいがメインの方が多いものですから、少なくとも終日の営業をしていただけるようなそんなことを今、これは私どもというよりは、組合の皆様が決定することによって、その建物の価値、その場所の価値を高める、そんな今ルールづくりをされております。ですので、その後どんな商売を呼ぶかというのは、これは実は行政側から余り言えることでもないし、皆さん方の大切な財産ですので、これは今の決められたルールの中で、どんなものと呼んでいただけるのか、もちろんいろいろ御相談はいただいておりますが、その中で決めていきますので、マッチングという部分については、まだ少し先になる、そんなふうを考えております。

以上です。

○中島委員

事業主体が市ではないので、どういうふうな形で活用していくのかは、組合のほうで話し合っただけで決めていくと。ただし市はそれにいろんな意見もつけていくのではないかというふうには思いません。

今言われたような駅側のほうの南側、そして、30メートル西側、ここについては終日の営業をお願いしたいなど、こういうことですね。そのためには、お客さんがどっさりいなければそれも採算がとれないことで、この間、成田市の町並みのほ

うを中心に見たわけですけども、たまたま再開発ビルも駅のすぐ横にありまして、完了したばかりではあったんですが、大変立派な、エレベーターで5階か6階までありましたかね、ビルがあって、どこが何が入ってるのかなと、部屋がずっと書いてあるものですから見たら、店舗は2つしか入ってなくて、大変閑散としておりました。

入ってるのはボランティアセンターだったりと、要するに公共的なもので幾つか埋めてるみたいな、文化的な施設というような形で、結局、成田山に参詣される方たちは大変ふえてて、海外の方も含めてにぎわいはすごくあって、参道はずいということで見えてきたわけですね。町並みにも相当力を入れてね、昔からの町並みを保存しているところがあったり、セットバックをここはするんだということで市もお金を使って町並みを整備するというね、大々的な事業をやっていたんですけども、駅そのもののところの再開発ビルは何と閑散としてることかといって、ちょっと啞然とした雰囲気がありました。

知立市が成田山のように集客力の高いものがあるかという、そうでもない。弘法さんに来ていただく方たちが一番大きいのかもしませんが、かきつばた云々でも再開発ビルとの関係はどうかという、なかなか難しいな。弘法さんのほうへ行けば弘法さんでいろんなお店が出てるので、食事をしたり、いろいろしてくるというようなこともあって、いろんなお買い物もずっとね、お店は減ってきたものの、弘法通りのほうで買物をして乗って帰っていつちやうんじやないかなというふうに思う。そのところをいかに駅の再開発ビルのところでお客さんをそこに引き入れていくことができるのか、その辺は大変難しい課題ではないかなという感じもしているわけなんです。

だけど、本当に閑散としてしまったら、100年に一度の事業と言いつつ、さびれていったんでは何もならないということで、本当にどういう方に入ってもらえるのかということについては、ビルにお任せ、組合にお任せだけではいけないぐらいの大きな問題ではないかなというふう思うんです



が、その辺は、副市長どうですかね、そういったことに関する見解は。

○清水副市長

確かに、多くの資金を投入して駅北の再開発行っていたいでございます。その中で、やはり今の成田市のお話もございましたけども、やっぱりそういうことになっては本当にまずいと思います。

知立市はそういった参詣客とかそういう人たちもちろんあるわけですけども、若い人たち、例えば教育大学でありますとか、周辺の大学のそういう若い人たちも知立駅をたくさん利用しておっただけでございますので、そういった若い人たちにも魅力が授受できるような、そういったことも考える必要があるんだろうと。

北地区のそういう組合の皆さんもいろいろ市場調査をされながら、それにふさわしいそういったこともしっかり検討しておっただけというふうに考えておりますので、市といたしましても、駅前周辺の全体の計画、そういったものを頭に描きながら、そういった組合の皆さんとも連携してそうしたにぎわいづくり、それが継続的に行われるような、そういったものを目指す必要があるというふうに考えております。

○中島委員

学校へ通っていらっしゃる方たちの集まるような魅力的なお店が入ればいいなと、それはそのとおりだなというふうに思います。三河知立駅がもうなくなってしまったということになりますのでね、あそこの地域にはね、そうすると、みんな一極、知立駅に学生も全て集まるという形になるので、その点では、そういったもの魅力のある、食べ物屋にしても、いろんなものを売るにしても、そういう若者の皆さんのターゲットというのは1つ大きなメインになるのかなというふうに私も今、聞いて思いました。

市場調査なんですけど、これは組合の方たちが準備して市場調査を開始する運びになっているんですか。

○まちづくり課長

市場調査というと需要というのをおっしゃられる、非常にこれは大きな話になってしまいますので、これは多分やらないと思います。

ただ、どのような商業屋に来ていただくかというのは、おおむねの腹づもりは皆さんお持ちじゃないのかなというふうには伺っております。

今のような夜オンリーではなくて、せつかくの駅前という駅前広場もできて駅も新しくなるという正面ですので、そういった終日の営業をしていただけるその中で、今、多くの方はおおむねおつき合いというか、私どもより商売のプロですので、皆さん既に商業の床を持たれてお貸しをしておる、あるいは自己営業をしている、そういった方ですので、おおむねの腹づもりはあるのかな、あるいは2年半ぐらいありますので、それからの中で選ばれるという方、少し大きな床を持たれる方はトータル的に考えてみえる、そんなことには聞いております。

あと、副市長からもありましたが、愛教大の生徒が大体1日2,000人ぐらいが使われるということで名鉄バスから伺っております。それから、企業バスも何台か入っております。割と遠くの方から、あるいは市外の大学の送迎バスも近くに来ております。そんな方の集客というのも、これは私どもが言うよりは組合、あるいは商業としてのプロの方ですので、そういった方の、反対に私どもが聞きながら教えていただいている、そんなような状況かと思っております。

以上です。

○中島委員

今回、補正予算で減額7,700万円というこんな形ですけども、どういう再開発ビルの運転ができていくのかなという、こういうところについて市として支援できる場所があれば、その辺ではしていったらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、まちをにぎやかにするためにもし必要であれば、こういう支援ができるというようなことは考えていったらいいんじゃないかと思うんですね。何かそれはお考えのことありますか。

○まちづくり課長

まず、駅北再開発ビルに特化したお話ですと、実は、商業コンサル、これは名前をお出しできないんですが、商業コンサル、二社とお話をします。その中では、俺らが出るようなほどじゃないので十分埋まるでしょうというようなお話はしてはいただいています。

それとあと、飲料関係のメーカーからもよく営業が来ていただいていますので、そういったところにマッチングをお願いする、これも1つの手かなとは思っております。

それから、もう少し動ける範囲で申しますと、本会議等でもいろいろ出ました立地適正計画の中の1つとして、中心市街地をどのような設備をもってくるのか、そういったことも検討してまいりますので、そんな中でいくと、一番駅に近い商業ビルが閑散とした状況、あるいは住居のほうがあきが出てしまう、そんな状況というのは非常に知立市の価値、あるいは知立駅の価値を下げてしまいますので、これは非常に大事な部分だというのは中島委員からの指摘のとおり、私どもも承知をしております。

ですので、最初の建物ということで、ちょっと本来、私どもが言えないような部分もいろいろと商業部会という権利者が集まる部会にも私どもも入らせていただいて、どんなやりかたということは出しゃばってる部分もあるんですが、いろいろとお話のほうをさせていただく、聞かせていただく、あるいは可能な範囲ですが、私どもからの意見を言わせていただいている、そんな状況です。

以上です。

○中島委員

駅周辺のにぎわいがなくなったら、この事業の意味がないということは誰もが思うし、それがまだ補償がよく見えないなというところはあるので不安があるということはある。

今、言われたように、商業のプロの皆さんたちが考える、そしてまた、商業コンサルの方たちの御意見、そういったところが一番大事なのかもしれませんが、市としてやれるようなことがあるな

らば、お金は少し要るけども支援しようということがあれば、それは私にはにぎわいのためにということでやってもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。

この建物だとかいろんな法律に基づく支援のファジーな部分があるという言い方がされました。ファジーがあるということがありましたけれども、ここはというところはきちんと支援できるような体制でないと、たくさん投じた意味がなくなってしまいますので、その点については、十分に配慮していただきたいなというふうに思いますが。

改めて、設計がほぼ完成されているということですが、商業区画が何区画ということについて、面積も前も少し資料いただいたのとおりのかどうかわかりませんが、わかれば1階何店舗、2階何店舗ということですね、広さはいろいろあるんですかね、大中小あるんですかね、商業によってはということですので、それはどんなふうですか。もうはっきりしているのは、安藤証券が入るということのはっきりしてて、今の面積、自分のところの面積もはっきりしてて、今度新しい面積の希望もあるかなとは思いますが、具体的に決まるところも含めて、ちょっと御説明ください。  
○まちづくり課長

何店舗かというのはまだ何も言えないんですが、権利者としての持ち方としての数を申し上げますと、まず南側、住宅棟の下に2区画できます。奥側、こちらは駐車場の下になります。ここは持ち方としては4区画になります。それから、今の神谷金物店付近に、ここは2階になるんですが、安藤証券が少し別棟というイメージで1階、2階を持たれます。あと、2階にまいますと、ここは住宅棟の下だけになります。ここは3区画を持たれます。

あと、面積なんですが、確かにこれ個人がもたれますので、平均的に言うと百五、六十平方メートルぐらいが平均的な持たれ方。一番大きいところは390平方メートルぐらいで1人で持たれる方、そういったところもあります。

以上です。

○中島委員

およそわかりました。この地域は住宅地域としての住宅の下ということで、ある意味、品のいいようなものを、品のいいという言い方としては、庶民的も含めてですけども、麗人街がよかったなと、あのイメージはここには全くないということでしょうかね。

しかし、駅のこの辺というと、ホテルに泊まれる方が、クラウンパレスに泊まれる方が、夜飲み歩く場所が少ないねということも言われるんですよね。少し高級感のあるでもいいんですが、そういう夜飲む場所というのも皆さん欲しいというのものもあるし、結構そこでお金がたくさん落ちるのではないかなということも考えられますよね。そういったことも私は必要ではないかな。私は飲まないものであれですけども、飲む方にとってみれば、品よく飲んでいただければこういうところでもいいんじゃないかなというふうに思いますので、夜だけというふうになる方も、ひょっとしたらあるのではないかなと思うんですが、それも許容範囲ということで考えてみるのでしょうかね。

○まちづくり課長

先ほど終日というのは駅側、あるいは30メートル側ということでお話しまして、あと、北側というもの、これはUFJ銀行との間の道になってきますが、そちらについては少し自由度があってもいいんじゃないかな。また、住宅棟の下でもないものですから、ちょっと自由度があって、もうちょっとさっき言われた、上品に飲まれるんだけど庶民的な店という、そんなものも私の希望でもあるんですが、そんな店もひとつお願いしたいなというふうには権利者も同じように考えていただけてるのかなとは思っておりますので、終日というのは、夜は少し飲みながら食べる、そういったことが当然ターゲットには入ってくるかと思います。

以上です。

○中島委員

そういうことで、北側はそういったもの、西と

南側は終日というような形で考えるということですね。

とはいえ、収益が上がらなければ、店舗すぐ撤退されてしまうわけですね。平均160平方メートルということで店舗の面積言われました。これは採算上とか、組合としての採算上でいうと、この160平方メートルの店舗をもし借りるとしたら幾らぐらいになっていくんだろうかと。余り高ければ入らないし、その辺の限度といいますかね、それもあるんですよ。高級なお店でないと利幅もたくさんないと。大衆のなら非常に利幅少ないから、いくらなんでも薄利多売といっても限度があるということになると、家賃との絡みということで出る出ないが決定されると思うんですが、その辺はどんなふうにお考えでしょう。

○まちづくり課長

賃料具体的にいうのは、おおよその腹づもりでよく言われるのが、坪月1万円が1つのという話は、よそのまちでは聞きます。それをそのまま知立市で当てはめるかどうかというのはわからないのですが、固定資産税等の公租公課、あるいはビルを管理するために全体での共益費等も出てきますので、ちょっとこれについては、先ほども言うんですけど、多分皆さん、どんな店を入れるかによっての勘定はされてるかと思いますので、さっき言った坪1万円の攻防というのが1つの範囲なのかなというのが、よそのまちでの事例からは私は考えております。

以上です。

○中島委員

採算のこともあるので、余り安くしなさいということとは言えないところもありますけれども、ある程度よそより安いよというぐらいの気持ちでやっていかないと来てもらえないというかね、だと思うんですよ。で、たくさん商売してもらえば、そこで利益が上がるから頑張ればいいということになって、いいお店が来てくれるといいなというふうに思うわけで、やはりその辺も含めて、建設費だ何だかんだの採算だけで、これだけというふうにとだ割り出すと、なかなか厳しい面も出てく

るのかなというふうにも思いますしね、その辺は十分に入っていたいただけるような形でないとだめで、しっかりと応募していただけるような形で準備してもらいたいなというふうに思います。

店舗の募集というのは、いつごろから始められる。もう問い合わせがあるという話もありましたけども、最終的にはどの辺で決めていくんですか。  
○まちづくり課長

これ、組合がまとめて店の募集というのは、多分やられないと思います。各個人の持たれる床でするので、これを組合全体とは1つ離して考えられると思います。

現に皆さん、既にいろいろな商売の方、例えば知立市だけじゃなくて違うところにもそういった商業床を持たれる方おみえになりますので、そういった中で、まず自分でおおむねの探しをされるのかなとは思っております。

それから、今少し話を戻してしまうんですが、組合の工事費とか、あるいは組合としての事業の採算と床を貸す値段というのは、これは実は個人の責任になってまいりますので、これは離して考える必要があるかとは思っております。

あと、時期なんですけど、これは例えば小さく持ってみえる方、あるいは一部を自己営業等考える方は既におおむね決まっているのかなと思うんですが、多分最終的というか、まず平成28年度の工事が現場の着手がされると、おおむねの完了時期が決定できると思いますので、まずそこが1つの皆さん方が活動される時点になるのかなとは思っておりますので、最終的なものというのは、ちょっと私どもとしては今のところ把握をしております。

以上です。

○中島委員

そうなんですけども、でも再開発ビルがなかなか埋まらないという状態を市はただ傍観してるだけということではいけないんじゃないかと思うんですよ。だって全体のにぎわいをどうするという大きな課題は市も議会も今、一生懸命心配しているところであるわけなので、その辺は傍観者では

いけないと。再開発ビルでまず成功してもらわないといけないと思うんですね、ここのところは。西新地の再開発の話ももう具体的に絵を描き始めているというようなことも説明が前議会あったわけで、そうなりますと、やはり一つ一つ成功させなければ、次々と建物は建っていくけども、中は骨粗しょう症みたいになってたら困るわけで、その辺はどういう責任のとり方をするのか。地権者でもないわけですけども、その辺は大きな意味の責任というようなものは持って進めるべきじゃないんですか。そこのところは決意して臨まないで、公費を投入するというその責任がありますからね、その辺はやはりしっかり市としてもかかわっていきつつ、どういうふうに進捗状況が今なってるのか相談にもしっかり乗りつつ、スタートの段階では、ほぼ満床入ったというぐらいの勢いでやってもらいたいなというふうに思うんですが、そういう決意でいかがですか。どうなんですか。

○まちづくり課長

先ほどもちょっと話をしたんですが、例えば、さっき言ったように、商業プランナーというか、商業コンサル、そういった方たちの話もあります。また、大手メーカー、飲料等、あるいは食材を卸されるような大手メーカーもあります。そういったところとのマッチングも、私ども今、組合というか個人がそういったメーカーにとっては見えないものですから、行政のほうにおみえになります。そういったマッチングは当然させていただきます。

ただ、これも私どもが最終的な責任をとるわけではないんですが、また繰り返しになるんですが、駅近のある意味、最初のキーとなる建物になりますので、これが知立駅の価値を決めることになると思っておりますので、まずマンションについても空き家が、あるいは売れにくいようなものであればこれは非常に困りますし、商業が残ってるようではこれまた困りますので、これはあと商業部会というものも市のほうも組合と個人での3者の協同で運営をしておりますので、そういった中で、紹介をするようなマッチングであり、あるいはどうですかというような、埋まりそうですかという

ような投げかけ、相談というのは、これは必ずや  
ってまいります。

以上です。

○中島委員

きょうもテレビでたまたま、イオンなんですけれども、非常に商売でこういうアイデアでやっていると、これはすばらしいということをやっていました。それはすごく総菜をバラエティーに整えて、デパ地下という結構こういうのが多いわけですが、ひとり暮らしになったり、若い方が下宿してたりとかね、いろんな形があったりする場合に、総菜を自分の要るだけ買っていく。結構コンビニでも今、細かく分けてあるわけですが、すごいさまざまな総菜をつくって提供しているのがすごく人気と。全て100グラム幾らというように感じでコーナーをつくっていたりね、非常に人気のあるコーナーになっているということも、きょう、たまたまテレビでやっておりました。

上が住居ということもありますけれども、そういったものをちょっと買うという人も出てくるかもしれないので、そういったいろんな今の商売で成功しているなというものもよく研究していただいてやるといいんじゃないかな。そういうお店はどうだろうかということも1つの案としても出してもいいんじゃないかなと思うんですね。通学している方がたくさんいると。帰りに買って帰るというようなこともあるかもしれないので、そういったものも含めて、あらゆる手だてで、やはり最初に全ての店舗が埋まると、ここを着地点でこの事業を進めていくぐらいの勢い、これが必要ではないかというふうに思います。この点、最後市長、その辺の決意というか、成功させるためにどのようにお考えか伺います。

○林市長

中島委員からは、本当にエールを送っていただきました。

まさしくこの事業、大きなお金を投資している事業でありますので、市民の皆様方にも一刻も早く回収をさせていただく、還元をさせていただく、そんなことが大事だというふうに思っております。

今、まちづくり課長、るる申し上げましたけれども、組合の方々、地権者の方々、まず自分のことでありますので、しっかり考える。あわせて、再開発組合には私どもの都市整備部の元職員の方が行ってらっしゃるということで、非常に熟知されている。また、まちづくり課総出で常にこの再開発組合が成功するように考えている。あわせて、名鉄不動産、名鉄グループもかなり注目をしているわけでございます。

あわせて今、御案内のように、毎年の公示価格、知立駅周辺、非常に高くなってきております。新聞でたびたび取り上げられるリニア新幹線の絡みで名古屋市、豊田市、知立市というのが再三取り上げられるようになって注目をされているわけでありまして、そうした中で、一部上場の食料会社、飲料品のお店が向こうから来るんですね。どうだどうだということで、非常にそういった意味では、まちづくり課長申し上げましたように、当然こちらも突っ込んでくる以上にオファーが来るという状況を感じるわけでありまして、そうした中でも、いいものを選んでいく。

先ほど申し上げました、学生たちが集える。また、その中に高齢者の方々も気軽に寄れる。昼間から朝から、そういったお店の一方で、夜になるとくつろげる、安らげる飲み屋があるという、本当にいろんな御意見聞きながら、いいものを選択したいなど。先ほど空き店舗があるというふうにしてほしくない、当然だからでありますけれども、私どもは、空き店舗は出ないと思っております。そうあってはいけないわけでありまして、選択をしていくぐらいにですね、今そんなふうやってる。

いずれにしても、成功していかなければいけない、そんな強い思いでありますので、またいろんな御意見をお聞かせいただければと思います。

○中島委員

市長の決意と伺いますか、全体でやっていくというお話がありましたが、具体的な援助が必要なきときには援助もするというのも私は考えていてもいいのかなと。これが失敗したら何もならな

い。多くの全国事例は、再開発は成功しないというジンクスがあるぐらいなんです。ですから、最初スタートの段階で私どもは、これでいいのかということはずっと言ってきましたが、もうここまで来たら、本当にやるしかないというところまで来ちゃって、成功させるにはどうするのかということを考えていかなきゃならないというふうに思ってますので、その辺、ぜひよろしく願いいたします。

それから、ちょっとここで聞いていいかどうか、債務負担行為ということで土木の関係の東上重原西中線歩道整備事業ということでなっておりますが、現状今どういうふうになって、きのうもちょっと見て来ましたけど、どこまでの事業が進んでいて、計画どおりいってるのか。今回、債務保証ということで3年間分、平成27年から平成29年の債務負担行為をやるという手段をとっておられますけれども、今これがなぜこういうふうに必要なのかということも含めてお願いします。

#### ○土木課長

東上重原西中線の歩道整備事業ということで、現在の状況等を御説明させていただきます。

この路線につきましては、平成22年3月に愛知県知立建設事務所と知立市において、一般国道419号、知立市道への移管に関する覚書ということで覚書を締結させていただいて、一般国道419号を市に移管していくということで路線を整備していくということで、歩道の整備につきましては市が行う。この区間内にあります猿渡川に歩道橋がないものですから、その歩道橋については県のほうで整備していただく。その歩道橋を整備していただいた後、市に移管するというところで事業を進めてきております。

歩道設置につきましては、上重原町本郷の交差点から刈谷市に向かっていきまして西中の跡落のところですね、あそこまでの間を歩道を設置するというので、これにつきましては市のほうが実施していくということで、県費の補助をいただきながら進めております。今年度、平成27年度より用地買収に着手しております。

現在のところ、一般質問で建設部長が小林議員のときに回答させていただいたとおり、現在、本年度におきまして、おおむね進捗状況としましては、用地買収につきましては50%、物件補償につきましては40%程度の進捗を行っております。

そうした中で、今年度から用地買収始めておるわけでございますけれど、その用地買収に当たりまして、今年度からということで対象区間の用地関係者にお話をさせていただいて用地買収を進めてまいりました。市の計画としましては、今年度3件の用地購入をということで予定しておった中で、先ほど説明させていただいたとおり、今年度挨拶に行った中で、1名の用地関係者の方が、ぜひとも今年度対応してほしいという状況が発生してきました。

そうした中で、今年度一般会計でそれを対応しようとする、県費補助についてはなかなか難しいという状況が発生しました。そうした中で、来年度以降に補助対象にできる手法としてどういうことをやればいいのかということで、公社対応で買収しておいて来年度買い戻しをしていくということで、来年度、県費補助の対象要望ということでいけば補助事業として実施していけるということから、今回この1件の方の用地費と補償費を公社で対応するというので補正させていただいたものでございます。

以上でございます。

#### ○杉山委員長

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時02分再開

#### ○杉山委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○中島委員

今回、債務負担行為を平成27年から平成29年度で2,795万3,000円という限度額で行うという補正が出た内容がありますが、これについて今の御説明で、3件用地買収、また補償等を考えていたけれども、それがプラスワンになって4件になった

と。その1件分については予算がない。それで公社に買ってもらう。公社に買ってもらうと来年度、市は購入したいが、県のほうの補助金が今の段階でつくかどうかちょっと不透明ということですね。それとの関係で債務負担行為が平成29年度まで必要と。この平成28年でなくて平成29年度まで見なきゃいけないという、こういうことなんでしょうかね。

○土木課長

債務負担行為の期間につきまして、平成27年から平成29年ということで設定させていただいております。これにつきましては、今、中島委員のおっしゃられたとおり、用地買収につきましては平成27年から平成29年を予定しておるという状況で、平成30年、平成31年で工事という予定で今、進めておるという状況でございます。

その中で、平成27年から平成29年までに用地買収を終えようということで進めておるんですけど、先ほど中島委員がおっしゃられたように、来年度その債務負担行為の部分も含めて来年度予定者の用地買収ができるかどうかというのは不透明な状況があるという中で、平成29年度用地買収を完了する計画の中で買い戻しができるようにということで設定させていただいております。

以上です。

○中島委員

わかりました。この1件の予算獲得のための負担行為ということで平成29年度までかけると、こういうことで確実にやっていたかなきゃいけない。今年度は4件、一応相手との関係でいうと用地買収の行為を具体的に進めると。来年度当初予算では4件とプラスワン、公社から買うのということで5件分を当初で一応予定していくということですね。県に対しても、この事情はもう既にお話はしてあって、できれば県のほうの補助金も来年度つけてもらいたいということのお話はもう県に対してもしているのか、5件ということで。計画は5件ですもんね、もともと。平成28年度は5件ということじゃないか。私の想定がちょっと間違っておりましたので、平成29年度までに全部買

うということですので、来年度はどこまでというふうにお知らせください。

○土木課長

平成29年度までという話の中で今の計画ですけど、平成27年度につきましては、当初3件を用地買収していこうということで進めておりまして、今、債務負担行為であげております1件につきましては、当初の段階では平成29年をお願いしていくということで考えておりました。

全体で8件ですので、残りあと4件につきましては、平成28年に3件、平成29年に1件ということで進めておった状況でございます。

○中島委員

計画はわかりました。最後のほうになって、うまく買えないということがないようお願いしたいと思います。もうそれ以上の債務負担行為しても困りますのでね。

一応、平成27年度は県のほうが橋のところの歩道、この建設という予算の説明のときには言っておられましたが、この進捗状況というのはどういうふうに。

○土木課長

橋の設置のほうですけど、現在の猿渡川にかかる橋に歩道を設置するというので、もう発注を終わらして、工場製作が11月ぐらいに完了してきておるといふふうに聞いておりまして、今後、その仮設につきましてはの工事を年度いっぱい、平成28年3月までに終わるといふふうに聞いております。

○中島委員

今はネットが張ってあって、まだ姿そのものは全く見えていないという工事の段階ですが、平成28年3月31日、要するに平成27年度いっぱい完成させるという、これはおくれることもなく大丈夫ということで承知してよろしいですか。

○土木課長

私どもが県からお聞きしておる内容ですと、おくれるということは聞いておりませんので、平成28年3月に完了できると思っております。

○中島委員

わかりました。上重原本郷の交差点から西中町西中の交差点までということで500メートルでしたかね、歩道の設置の長さがね。それで、これがずっとありますが、これがこの段階で完全に市道に移管されるということですね。市道に移管というのを、この工事が終わってから正式に移管ということになるということですか。

○土木課長

覚書にありますとおり、県のほうで横断歩道橋を設置していただくことということと、あと、その完了後には速やかに市に移管するというので、現在の状況ですけれど、知立建設事務所と調整しておる中で、知立建設事務所としましては、今年度橋梁が設置できるということから、来年度、平成28年4月から市のほうへ移管したいということで協議をいただいておりますし、現場のほうも立ち会いをさせていただいております。

○中島委員

橋梁横の歩道が完成した暁、来年度初めには移管をするという覚書どおりでいくんだということですね。その後、市が歩道をずっとつくっていく、2年間かけてその前後の歩道を整備していくということでもあります。

この事業はここまでの内容ではあるんですけども、本郷交差点からさらに知立駅のほうへ向かっていくところで新幹線の橋梁の下ですか、あそこは、すごい狭くなっていて、歩道が少し盛り上がった形に狭くなっていますけども、ああいったところも今後の課題ということにしてみえるかどうか。

○土木課長

今、中島委員のおっしゃられました新幹線の下、非常に狭い、歩道がついてるのかついてないかわからないような状況という中で、状況的にはなかなか厳しい。新幹線の下を拡幅ということは、現実的には今の段階で施工するなんてことは非常に難しいというふうに考えております。

○中島委員

見る限りでは、本当に難しいなという感じがします。1メートルもないぐらいかなと思うような幅で一応歩道がつけられていて、柵もあるわけで

すね。少し高さも盛り上がって、新幹線の下は山になっていますけど、せめて山を取るという、こういう平地に真っすぐにする、フラットにするというそういうことはできないのでしょうか。新幹線の土盛りのあの部分を削って幅を広げるというのは、とても困難だなというふうに思いますが、フラットにするということではできないんですか。

○土木課長

現場の状況は、今、中島委員のおっしゃられたとおり、歩道の部分が上がっているという状況が確認できるんですけど、新幹線をつくったときにああいうふうにはやっておると思うんですけど、そのちょっと状況を確認しないと簡単に下げれるのかどうかというのは定かでない状況でございます。

新幹線の構造物がすぐ橋台みたいな形であるものですから、それとの連携とかそういったものがどのようにされておるのかということも確認した中で検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

○中島委員

それだけどういうふうな現状で手がつけられないものなのかどうなのかね、それだけでもきちんと調査していただきたいなというふうに思います。

歩道がずっとできても、例えば、車椅子ではあそここのところは大変なことになりますよね。自転車はとても危なくて、走ったままなんか通れない。結局、車道のほうにおりないとあそこは通れないというぐらいの狭い、そして山になっていることでもありますので、改善方法があるかなしか、それをやはりきちんとまた調査して報告していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○土木課長

そういったのを含めまして、一度現場のほうを見た中で、研究というか調査していきたいと思っております。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第69号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

今回は一般会計からの繰入金483万3,000円、これを歳入として補正予算があります。消費税の問題、そして支出、施設修繕工事費が89ページに歳出という形で出ていきます。人件費の調整ということとあわせてこういう内容になっております。この施設修繕工事費の240万円の補正はどんな内容でしょうか。

○下水道課長

施設修繕工事費の補正の内容でございますが、これは愛知県のほうが国道419号線、これを市に移管するという予定の中で、現在、県のほうは補修が必要な箇所を補修するよう対応しております。

その中で、占有者に起因すると思われる箇所については、占有者のほうで行うようにというそういう指示がきております。その指示をいただいたのが10月の終わりごろということで、その箇所に対して最大限必要な予算ということで240万円ということで今、計上しております。

しかしながら、この県からの出された箇所につきましては、全てが下水道課、下水道施設に起因するというふうでございませんとされる点もございまして、現在その点について県と調整をしております。

しかしながら、道路管理者と、占有者という関係の中で、全てを拒否をするということもできませんので、最低限、私どもが原因による補修が必要な箇所だけは対応していきたいというふうを考えております。

○中島委員

具体的に場所を、国道419号、さっきの話と思いますが、どこなんでしょうか。

○下水道課長

具体的な例としましては、まず、市道の南陽通り線から南、それと小針線の交差点までの間で取りつけ管を施工しました。その箇所2箇所、ピアゴのあたりですね、それから小針線との交差点の中で1カ所、それと三河線に向かって本屋の乗り入れ口が少し下がってるということで、そういう点をいただいております。

そのほか本屋のところですが、側道との分離帯ですね、その部分も下がっているということでいただいておりますが、これにつきましては、私どもが起因するものではないというふうに判断しておりますので、現在、協議をしております。

それから、もう少し北へ行きますと、市営駐車場のところで舗装が若干傷んでると、この点につきましても、私どもが起因するものではないという判断しておりますので、この点を今、協議をしております。

以上です。

○中島委員

国道419号ずっと長いわけですけども、今言われたポイントで市の負担をしてもらえないかという話がきたという、こういうことですね。

国道419号、市営駐車場の前あたりも県が今、事業をしたんですか。そういうことじゃない。ただ今回は必要な箇所というふうに先ほど言われたんですが、普通は何か工事をするときに掘り起こしたときに案分できょうましよう、負担金をちょうだいよという、こういうのがイメージとしてあったんですけども、そういうものではなく、直接下水道にという形でできるわけですけども、これはどういう工事に起因して、例えば、市営駐車場のところでいうと、どういう工事に起因してこれがこうなるの。

○下水道課長

市営駐車場のところにつきましては、車道に私どもの本管工事を行いました。これは平成5年ぐ

らいの話です。そこでそれに対して、現在舗装が若干めくれているという状況がありまして、それに対してのものでございます。

過去にやった占用工事に対して、それが占有者に起因すると思われる点を挙げてきているということでございます。

○中島委員

そうすると、ピアゴの前とか、小針線のところとか、本屋って、エディオンのすぐそばの本屋のことですか。あの辺の入り口のところとか、少し補修が必要だなと県のほうが今、思っている箇所について一部負担してくれということなんですね。県のほうの土木工事にかかわるそういうものと。

その補修については、市のほうから要望した箇所を今やっていただいているという、そういうことでしょうか。県のほうは、どういう形でそれを今やってるのか。

○土木課長

国道419号につきましては、先ほども御説明させていただいたとおり、来年4月に移管を受けるということで、準備を進めて県のほうも進んでおるという状況の中でございます。

移管を受けるに当たって、市としまして、市が4月以降、道路管理者になるということの中から、覚書が平成21年度末に結んでおるんですけど、それ以降も5年ぐらい経過しておるといって、経年劣化が非常に著しい箇所が何カ所か見受けられるということから、4月に移管を受けて、すぐに市がまた補修をかけるというような状況が発生するといけないという状況の中で、知立建設事務所にその旨をお願いして、移管を受ける前に一度化粧直しを路線としてお願いしたいということで、市として要望をかけました。

知立建設事務所も、ある一定部分の補修については了解いただいているという状況の中で立ち会いもし、市の土木課、私どもと知立建設事務所、移管区間の全てを現場を確認させていただいた中で、市の土木課のほうから補修箇所を要望させていただいております。その中で、県が道路管理者が補償すべきものと占有者が補修すべきものと

いうことで分類をした中で、今回、下水道部分にかかる部分は占有者で直してくださいということで県のほうから依頼がありましたものですから、下水道課がその部分についての補修をしていくということで進めております。

以上でございます。

○中島委員

よくわかりました。歩道部分だけじゃなくて、この全長の中での悪いところは全部直してからちよっぴと、移管するという条件としてねという中で見てきた段階で、この部分は市の下水道の工事が原因ではなかったのかというふうに言われたところがこれだけあったということですね。

小針線のところだとか、本屋の入り口のところだとか、この辺も相当前ですよ、市が工事を行ったのは。ピアゴのところは拡幅のところなんですかね、どうなんでしょうかね。下水道を入れたのはいつなんですか。相当前なんじゃない、それぞれ。でもその下水道工事が原因で道路が悪くなったんだというふうに言われますけども、一つ一つ検証されたというふうに思いますが、今回もう仕方がないなと思って240万円つけた部分というのは事情をちょっと、本当に納得できたのかどうか、その辺はどうですか。

○下水道課長

まず、240万円という金額でございますが、これにつきましては、先ほど県のほうから通知いただいたのが10月の終わりごろということで、補正予算も締め切り間近という状況がありましたので、最大限必要な金額として今240万円ということで計上させていただいております。

そうした中で、私どもとして下水が原因だと思われる箇所というのは、先ほど言いましたように、本屋の入り口のあたりですね、乗り入れ口とかそういうところでございます。工事の施工につきましては、平成11年とかそれぐらいの工事になるかと思っております。

○中島委員

基本は下水道工事をやった場合、現況に復旧するという原則で工事をやっている、そのはずで

すよね。でもそれが原因で悪いんだと言われるわけですね。平成11年ごろということなので、十五年にはなるわけですね、もう既にね。そのときの工事が原因だというのは、非常に何か理不尽な感じもしないでもないですね。

金額が莫大ではないというものの、これはどういうふうに金額を算定するのかわかりませんが、責任の割合ではないですね。これは下水道が完全に理由なんだといたら、その部分は100%下水がもつんですよ。その部分が最大でと言われましたけど240万円、これは4カ所ですか、先ほど言われたのが、まだちょっと検討中というものとおっしゃったけど、4カ所で240万円、1カ所60万円、こういう内容でしょうか。工事としたら非常に少ない金額かなとは思いますがね。責任が小さいからこういうことなのか、これは本来、県が全部やってもいいんじゃないかと思われるような年数はたっていますよね。どうですか。

○下水道課長

当初、県のほうから示されております箇所数というのは7カ所でございます。それに対して、うちのほうもすぐにある程度判断しまして、下水のほうで仕方なしと思われるもの、もしくは明らかに下水の原因とは思われないものは外した中で試算したものが240万円でございます。まだこれは現在、協議中でございますので、どういう形になるかというのは決まっております。

○中島委員

よく理屈が合うように協議をしていただきたいというふうに思います。

現場ここというのが私もよくわからないのでね、イメージは大体あそこというのしかわからない。どこがどうなって、今直すのに何十万円要するのかというのは全然わからないので、担当にそれはお任せしなきゃいけないわけで、理屈の合うような歳出にしていきたいというふうに思います。これについては、全額一般会計からこれは繰り入れになってるのか、どうなんですか、この部分については、ここの部分については、繰り入れが全額一般会計ということですが、これはどうですか。

○下水道課長

今回の補正にかかわる分、全て一般会計からの繰入金ということです。

○中島委員

ということですね。土木工事いろいろありますけども、下水道工事じゃないですからね、負担を出すということの中身であります、こういう場合も負担金とかという名前はつけないで、ただの修繕費として出すということですかね。

○下水道課長

今回、工事費という形で計上させていただいておりますのは、直接施工をする予定をしております。県のほうに負担金として払うということではございません。私どもが直接施工します。

○中島委員

わかりました。直接ということですね。

それから、消費税が309万9,000円ということがあります。消費税を出す時期は、いつもここということでしたかしら。

○下水道課長

消費税につきましては、確定申告の時期としましては9月でございます。それで金額によりますが、分割納付という形ができます。4回の分割納付です。

そうした中で、9月から新しく確定申告をしまして、その納付税額に基づいて支出をしていくわけなんです、やはり消費税率の3%の差というのが少し読み切れなかったということの中で、この結果ということになります。

○中島委員

分割で4回払う分の1回分の補正じゃないですよ、これはね。3%がもともとは組んであるので、工事の量によっても消費税は変わりますよね。計算式がいろいろあるわけですけども、ここの部分は対象じゃないとか、これは対象になるとかというふうになるわけですが、当初予算の中でそれは全部組んであるけれども、300万円というのは年間通じて補正する分ということによろしいんですか。年間の総トータルは幾らになるんですか。

○下水道課長

分割払いをしますけども、平成27年度の予算として執行する分としまして今回の補正額ということになります。

今年度の消費税支出額1,570万円程度でございます。

○中島委員

わかりました。これだけ水道料金のほうから消費税が今8%の計算でいうところまでいくということになるわけですね。

こういう税金分についても、これは全部一般会計のほうから繰り入れをしたと。今回もそうですよ。1,570万円は全額繰り入れるというシステムでやってるということでもいいですね。

○下水道課長

この全額ということではございません。基本的に使用料の収入がございます。その中で、汚水の維持管理費、これは当然その収入をもって行うわけですが、そこに差が出た分、これはそういったものも含まれてやっております。

一般会計繰入金自体が特財という扱いにはなっておりませんので、一般財源ですので、どこに充当したかということになりますと、計算上の話だけになってきてしまうということなんです。

○中島委員

でも、今回は明確に計算上も額面も全部一般会計から繰入金で対応してるわけでしょう。ですから、お金に名札がついておらんもんですから、名前はついてないものですから、全体の予算のときにはちょっとわかりにくいけれども、しかし、一般会計の繰り入れの算定根拠の中には、これが当初予算でも入っているというふうに見てよろしいのでないですか。

○下水道課長

今回の補正につきましては、ほかの収入が上がっておりませんので、満額一般会計の繰り入れということになります。

当初予算におきましても、計算上といいますか、トータルとして歳入の不足分、これを繰り入れということになりますので、どこにどう入れたということはないにしても、事業全体として一般会計

の繰り入れというものが入ってきているということになります。

○中島委員

一般会計の繰り入れの根拠みたいなものは、余り今までの詳しい話が税に関してはなかったように思うんですけども、今回は出すお金がないから一般会計から出してもらったんだということですよ。

しかし、やはり水道会計のように企業会計になってしまうとまた違うとは思いますが、今はまだ特別会計ということですので、そういう意味では、税金の分については一般会計から必ず担保してもらって入れてもらうと。繰入金の中に一般的な事業の不足分を入れるという考えでなく、考え方として税については入れてもらうというふうな形をとってもいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどう考えたらよろしいんですか。

○下水道課長

実際の繰入額の算定というところになってくかと思うんですが、現在は歳入歳出のバランスをとるという形での繰入額ということでやっております。この消費税だけを積み上げ項目として繰入金を計算するということになると、そのほかの分も全て積み上げということになってきてしまいますので、今までやってこなかったんだらうというふうに思います。

これが一般会計で負担すべきものかどうかというのは、ちょっと私自身では、やはり下水道使用料に対する消費税でございますので、それだけの収入があったということで、必ずしも一般会計の繰入金というものが財源ということではないような気もしております。

○中島委員

使用料に対してパーセント掛けてお金をもらってる分なので、それはここで出せばいいんじゃないかというふうなお考えでした。そういう意味では、そうかもしれませんね。

ただ、今回は、もうないよということでそれを入れてもらったということですね。わかりました。以上です。

○杉山委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第73号 平成27年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされました案件の審査は終了いたしました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉山委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会建設水道分科会を閉会します。

午前11時38分閉会

---

平成27年知立市議会12月定例会予算・決算委員会 企画文教分科会

1. 招集年月日 平成27年12月15日（火） 企画文教委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

水野 浩	田中 健	池田 滋彦	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	財 務 課 長	松永 直久
総 務 部 長	岩瀬 博史	総 務 課 長	水谷 弘喜
税 務 課 長	濱田 悟	危 機 管 理 局 長	高木 勝
安 心 安 全 課 長	伊藤 博生	会 計 管 理 者	稲垣 利之
監 査 委 員 事 務 局 長	平野 康夫	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	教 育 庶 務 課 長	池田 立志
学 校 教 育 課 長	橋本 博司	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係	野々山英里		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）

事 件 名

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）

議案第70号 平成27年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第5号）

午後2時11分開会

○田中委員長

ただいまから予算・決算委員会企画文教分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は3件、すなわち議案第67号、議案第70号、議案第74号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回の補正予算と、市税が3億円増額をされております。それと国庫支出金9,500万円、財産収入と、商工会の跡地を売った収入が入り、そして財政調整基金に戻したお金が3億円と、こういう形の予算で歳入になっておりますけど、その辺の状況について御説明ください。

○財務課長

今回の補正予算につきましては、今、佐藤委員がおっしゃいましたように、大きく分けまして歳入のほうで市税の3億円の増収見込みが立ったということと、また、国庫負担金について9,800万円の増収があったと。

それから、財産収入につきましては、去る10月27日に一般競争入札をいたしまして、商工会跡地の土地が予算が8,000万円のところで、1億6,623万円で売れたということで、8,623万円の増額と。

また、歳出のほうにつきましては、それぞれ社会福祉費、児童福祉費等で増額の歳出要望がございました。

それから、その他もろもろの歳出予算を計上しました結果、財政調整基金の繰り入れを3億5万7,000円減らしまして、結局、財政調整基金の当初予算では13億7,000万円余りの繰り入れだったものが、12月補正後では3億8,470万5,000円の繰り入れというような形になっております。

以上です。

○佐藤委員

市税について、とりわけ個人、法人という形で

大きく伸びたということであります。

そこで、もう1点聞きたいんですけども、特にこの固定資産税ですね、都市計画税もそうなんですけれども、ここが両方合わせて1億円という形になるんですけど、この固定資産税の増額について、どういう内容で増額したのか、それぞれについてお知らせ願いたいなというふうに思います。

○税務課長

これは住宅用地の負担調整措置の据置きというものがずっとありまして、それが廃止されたものですから、本則に近づいて大きく税収が伸びということが影響してこのような金額になっておるのかなというふうには想像しております。

○佐藤委員

この負担調整措置が本則に近づいて割合が高くなったということでもありますけども、これについては、当然当初予算の中でもそうした措置がとられてるわけですので、それを見込んだ計上をやられてきたというふうに思いますけれども、今回12月の補正の中で、これが計上されたということについての御説明をお願いします。

○税務課長

税収につきましては、やはりある程度、段階が進んでこないと確実視する部分というのが見込めないものですから、やはり補正をするということになると、本当に確実なものであれば早い時期に補正するというのも可能なんでしょうけども、やはり税収に関しましては、ある程度、期ごとに収入結果が反映されてきた段階で確実視できるものからしていくということから、こういった時期にさせていただいたということでございます。

○佐藤委員

収入されたものからと確実視されるものからということ、これが今後3月がありますけれども、3月においても、これがさらに伸びる可能性もあるということでしょうか。

○税務課長

資産税とか、あと個人市民税あたりですと、結構今回の補正予算に関しては大きくぎりぎりというぎりぎりに近い感じで補正の額を確実視でき

るところで伸ばしましたものですから、なかなかこれ以上ふやす部分というのはないわけなんです。が、法人市民税に関しては、もう少しふやせる余地があるのかなと思ってますので、3月において補正できることであれば補正したいと思っております。

○佐藤委員

それで、今回先ほども御説明ありましたが、財政調整基金は3億円戻して、先ほどの話だと、あと3億8,000万円を組み込んでいただけ、こういうことですよ。今現在、財政調整基金の残高はどういう形になるんですか。

○財務課長

今現在の財政調整基金の残高ということですが、今現在につきましては、当初予算のほうで17億6,000万円余りの財調の繰り入れをしまして、平成26年度末では23億5,653万9,000円でありました。

それから、数字はざっくりになりますけど、今現在では19億円余りということになっております。ですので、あと3億8,400万円戻ると23億5,653万9,000円になるということで、19億円ぐらいあるということです。

○佐藤委員

それで、これ来年度の9月に出された企画部長名での平成28年度当初予算編成方針というものが出されましたけれども、その中において、こういう一文があるんですよ。一般会計の平成25年度、平成26年度決算において、翌年度への繰越金とともに13億円を超えていることから、限られた財源を有効に活用しているとは言いがたい状況だというふうな形で述べておるんですよ。

その点では、来年度の編成に向けて、それぞれの不用額の細目を表にしたものを各課に配ってやるとか、そういうことでありますけれども、これは12月補正の段階ではありますけれども、3月という形で見たときにどうなっていくかということは大変からんという側面がありますけれども、平成25年、平成26年というものがそうした形の繰越額を出したわけですよ。この12月補正の

段階でカウントできるものはこういう形でカウントをしているわけですが、実際問題として、平成27年度末に平成25年、平成26年と同じような繰越金、不用額を出すと、そうした点の見直しについてはどのような認識でしょうか。

○財務課長

今、佐藤委員の御指摘のありましたように、昨年度の繰越金は13億円ほどを超えておりました。そういった中から当初予算の編成方針の中で触れさせていただいたわけですが、今年度につきましては、昨年度の大きな要因としましては、税収の見込みが甘かった部分が一番大きくありました。たしか、4億7,000万円程度の税収の見込み違いがあったと記憶しております。

そのようなことから、今年度につきましては、歳出予算につきましては、必ず3月補正で減額していただくと同時に、歳入につきましても、しっかりと見込みを立てまして、繰越金につきましては10億円程度をめどになるようにしていきたいというふうを考えております。

○佐藤委員

13億円が10億円と、これがいいかどうかということは別ですが、ここに載ってるのは、平成28年度について言ってることは、精査をした予算を組んで、できるだけ不用額を出さないようにして総合計画にある計画を推進するということが必要なんだと、その他いろいろ書いてありますけれども、そういうことだというふうに思うんですよ。

そうすると、確かに平成25年、平成26年は13億円でありましたが、平成27年度についても財調を戻した上で10億円の繰越金と、不用額ということになりますと、いささかどうなのかなということを思うんですよ。

だとするならば、必要な事業を前倒ししても補正で組むだとかそういう措置だって可能ではないかと。何がいいかということとは別ですが、この平成28年度の予算編成方針のそうした柱で照らし合わせたときは、たしか、平成28年度予算についてそうなんだけれども、平成27年度において



もそうした見地から見れば、そうした措置も考えられるものであったのではないかなというふうに思いますけれども、その辺はどうですかね。

○財務課長

おっしゃられるとおり、やはり繰越金が余り多く出るということはよろしくないことかなというふうに認識しております。

しかしながら、歳入につきましては、やはり安全策を多少みておりますし、歳出におきましては、設計額等ありますので、やはり不用額が出るということはいたし方ないかなというふうにも考えておりまして、ただ、その額につきましては、知立市の予算規模が230億円前後ですので、その4%から5%ぐらいはいたし方ない部分かなというふうには認識しておりますので10億円前後というふうには考えております。

また、補正予算で新たな事業をというお話であります。補正予算につきましては、やはり緊急で対応しなければいけないものを優先的には補正予算対応というふうにいたしております。

○佐藤委員

いずれにしても、平成27年度末見込みで財調は全て戻して、その上で10億円の繰越金が出るということであるのでね。

ただ、私、思うんですけれども、繰越金もさることながら、財調の持ってる金額は本当に23億円持たないかんかという議論もあると思うんです。この間、数年前に財政調整基金の取り崩しが1回ありましたけれども、それ以後は財調については以前よりも膨らましながらきてね、今は23億円ぐらいで平行移動してるということですよ。いざというときにそれに対応するというで財調はあるわけだけでも、その持ってる金額が妥当かどうかということも、これが全然取り崩しがなくてね、毎年毎年それを積み残して前送りしていくということだけのものであるとするならば、もうちょっとそこについての精査の仕方や考え方があってしかるべきじゃないかなという気もしないでもないですよ。

だから、その辺での考え方を企画部長、私はそ

ういうことを感ずるものですからね、それが行政側から見てどうかということはあるにしても、毎年毎年そう先送りになって、結果として手つかずのままのものになっていってる。プラスアルファの繰越金ということのみたときに、どうなのかなということをおもうんですよ。その辺、どうでしょうか。

○企画部長

佐藤委員の御指摘のとおりかと思えます。今、手元の資料ですと、平成22年の残高が17億円、その後、19億円、平成23年は一遍取り崩して18億円、また、20億円、23億円と年々少しずつふえてまいりました。財調がどれだけ持っておっていいかといいますか、市にとって適正な金額というのは、なかなか法で決まっておるわけでもございません。これまでは標準財政規模の大体10%から15%というふうに私どものほうは考えておりました。

今、この平成26年の決算の標準財政規模が122億9,900万円、約123億円というところになります。その10%から15%というふうに考えますと、財調保有といいますか、財調の基金としての残しておくお金が12億円から18億円が適正というような形で今まで運んでおりましたが、本当に今まだ23億円というふうに随分膨れ上がっておるといいますか、大きな金額になっております。

ただ、財調というのも繰上償還をして償還金といいますか、市債も随分大きい金額になっておりますので、繰越金が多く出た場合は繰上償還をしたりだとか、そのときそのときの一番いい方法といいますか、運用、運営を考えておりまして、そういったこともありながら今、23億円がまた今年度末でも戻りつつある。ひょっとするとまた新たに積むことも可能かなというような予想もしておりますが、この金額については、今後、公共施設等の保全計画もやっております。今、学校施設、子ども施設、両方で基金を積んでおりますが、今後、そういった方面への基金を積み立てても必要になってくるかなと財政部局の方では考えながら、もうしばらく今この財調はこのまま推移しながら、考えの中では、そういった基金のほうにも今後考

えていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

行政需要はどんどんあるわけですので、そこをどこにするかということとはともかく、健全な財政運営を担保するための財調という中で、その見切りをどのぐらいまでやって繰り越しが出た場合、繰上償還、市の負担を軽くする、そういうことや、今言った保全計画の基金の積み増しをするというようなことも1つそういうことだなというふうに思います。

いずれにしても、その辺の見きわめの中で、そうした財源を捻出していくということが必要かなというふうに思いますので、よろしく願います。

それで、もう1つは、25ページの調査営繕事業という形で予算計上がされてますけれども、これは庁舎のどこをどうするんですか。

○総務課長

今回、補正予算で上げさせていただいております庁舎営繕工事費につきましては、排気ダクトの漏水工事を予定しております。

これは、去る9月の台風によりまして、地下食堂の天井から水漏れが起りまして、これに対応するための工事でございます。

内容としましては、北側の駐車場にあります排気筒内の床を一部はつりまして、そこにたまる水を排水するための水中ポンプを設置し、あわせて排気ダクト内の目地埋めを行うものでございます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、今、自動販売機の隣にあって、大分前から工事をやっていますよね、と思うんですよ。今現在、新たにこういった補正組むわけですけど、以前からやってる事業プラスこれという、その辺の関係はどのような形で予算増額になっているんでしょうか。

○総務課長

まず、庁舎営繕工事費、当初予算で計上した中で緊急対応ということで原因の究明と応急措置、そちらをこれまで9月の台風以降も行ってまいり

ました。その状況で対応策を確定した上で工事費の見積もりをし、その必要額を今回補正を上げさせていただいております。

○佐藤委員

必要な工事をやるということがわかりました。

それでは、次のページの27ページですけれども、先ほども議論ありましたけれども、社会保障・税番号対応システム整備委託料と、これが302万4,000円という形で計上がされております。当初は、この関係で4,100万円余が計上されておったかなというふうに思いますけど、今回の補正はどういう内容でしょうか。

○企画政策課長

今回、基幹系システム運用事業で302万4,000円の補正をお願いするものの理由としまして、情報提供ネットワークシステムにおけます特定個人情報データの取り扱いにかかる共通指針が国から示されました。

これまで情報については最新の特定個人情報の照会を想定してのデータ提供というふうになっておりましたんですけども、これが過年度分の情報を提供可能にするということの共通指針が示されたことによりまして、単年度分から過年度分、複数年のものを保有することによってデータ量が増加するということになります。それに伴いまして、サーバーが1台構成で予定をしておりましたんですけども、これを2台構成にしていきたいということに伴います増額補正の要望でございます。

○佐藤委員

そうすると、国のほうから共通指針というものが示されて、データを過年度分、よくわからなかったんですけども、とにかく過年度分を含めて保管をするんですよ。そうすると、そのデータ量がふえるということで、サーバーが現在は1台なんですか。これを2台にして対応するということですか。もうちょっとシステムのことまでよくわからないので、その辺わかりやすく説明してください。

○企画政策課長

単純に単年度分のデータ量が2年分に例えばな

りますと2倍になりますので、そういったものからサーバー自体が容量的に1台ではカバーできないということになりますので、今回、知立市の場合にはサーバー1台構成を予定しておりましたんですけども、2台構成に伴う費用が発生するということになります。

○佐藤委員

そうすると、これはサーバーが1台であったものを2台にするということでありましてけれども、これは整備の委託料という形ですよね。委託料ということは、そういうシステムを構築するんだけど、そのサーバーというものはどういうものなのかね、機械的なものなのか、インターネット上というかよくわからないけども、このサーバーというシステム、ハードとソフトがパッケージになったものを新たに購入するということなのか、委託料とサーバーをふやす関係でどういうことなのか、ちょっとわかりやすく。

○企画政策課長

今回、委託料で上げさせていただいておりますけども、もともと1台構成、それから、サーバーを通じていろんなシステム構成の委託を出しております。2台構成になって、もちろんサーバーも1台含まれた金額と、あわせてその作業の費用が含まれておりますので、委託という形で今回302万4,000円を計上させていただいております。

○佐藤委員

そうすると、1台ふやすということで、この委託料で全て賄えるということではいいんですか。ちょっとその辺がどういうことなのか、ちょっと機械に疎いものだからよくわからんですよ。

○企画政策課長

もともと住基システム等々のもともとシステム改修の中にサーバーというものの、サーバー自体は物を買うというイメージですけども、その物を買うだけじゃなくて、そのシステム改修という委託をしている内容がありますので、そのものももとの委託料というのがあるんですけども、それに1台構成で準備をして契約をしておったんですけども、今回そのデータがふえることによって、

1台のサーバーではおさまり切らないということで2台体制のサーバー構築を委託するものということで補正のほうをお願いしている内容でございます。

○佐藤委員

2台構成のサーバーということは、特別、機械ではなくて、システムその中に新たに1台分組み込むということですよ、単純に言えば。

そこでお聞きしたいんですけど、このデータ量が単年度分、過年度分という形で蓄積をしていくということでもありますけれども、午前中の条例の中で議論したわけですけども、一体全体、知立市在住の方たちは、そのデータというのは基本的に存在すれば更新等かけられてデータが保管されていくわけですよ。

例えば、転出をされた方たちは、こうした情報というものは個人ファイルに残ってるわけですよ。知立市、税情報についてほかのところから転出先から照会がきたら、それに連携して情報提供するということになりますよね。その場合に、そうした転出をされる皆さんの特定個人情報というのは、いつまで知立市が保管されるものなのかというふうに思いますけど、その辺はどうなんでしょう。

○企画政策課長

今回、複数年を連携の対象にするという中身につきましては、それぞれのデータの保存期間、提供となる、例えば税でいけば税5年間という保存期間のもの分をデータとして持つということになりますので、市の保存期間を過ぎたものは、そこから抹消されていくという意味合いになるかと思えます。

○佐藤委員

それぞれ法律でデータについては保存期間というのがあるんだよと。それを過ぎれば、いつまでも特定個人のマイナンバーがついた情報を当該の自治体に持っていることもまたふさわしくないということなので、保存期間が過ぎればそういうことにするんだよということはわかりました。

それで、もう1点だけお聞きしたいわけですが

れども、こうしたシステムを構築をしていくわけですね。単年度分、過年度分、保存期間が必要なものはここでやっていくということでありませうけれども、例えば、いろんな申請、先ほどの中で申請書類だとかそういうことがありますよね。結果、マイナンバーを市民の方が来ても、証明さえできれば住民コードでもってカード番号がわかるものだから特別ないと。しかし、申請のときには、市の職員が、申請書類をもらうわけだもんで、そこへ記入するんだよね。そうした書類はどうやって管理を、このマイナンバーがそれぞれ入るものについて紙媒体のものは、例えば今だったらそれぞれの書架のところにはファイルになってあったりして置いてあると思うんですよ、従来でいけばね。

だけど、今度はマイナンバーを記入された、パソコン上のものとはまた違って、そこに記入されたものというのは何年保管して、何年たったら廃棄するのかとか、そういう安全を担保するための紙ベースのものはどうやっていくんですかね、厳重に保管して持ち出されないようにするということですが、その辺はどうなんですか。

○総務課長

各種の申請書類を含めまして、公文書の管理ということになってきます。現在も個人情報を含めた公文書については適正に管理をするということは当然のことなんですけれども、個人番号が付記されたものについては、収集に関する規制という観点から、例えば鍵付きの保管庫に入れておさめるとか、そういった対応が必要になってくるものと思っております。

○佐藤委員

先ほどの市の独自の事務について条例制定を今回提案しておるわけですので、そういう申請書類はあくまでも紙ベースだと。本人がマイナンバーを言わなくても、ちゃんと市のほうで検索して付番することができる、そこへ記入すると、そういうものがそれぞれのサービス提供を受ける市民の皆さんの紙ベース情報ができ上がるわけですよ。

それについては、本当に厳重に保管をし、漏えいしないようにしなければならぬと。今現在は、

そういうものについてはマイナンバーがついてないものだから、それぞれできちっと保管してらるだろうと思うけれども、当然のことながら、1月1日から施行するんですよ、先ほどの条例は。そうすると、そうしたものについて、きちっとしたマニュアルなり対応なりは準備をされて、でき上がってるんですか。

○総務課長

具体的にその規定というものを整備したということではないんですけども、やはり今後その個人番号の取り扱いにかかる中で、前回、個人情報保護にかかる条例も上程させていただきまして御可決いただいたものですから、その取り扱いに関する手引書等を職員にも周知をする中で、そういった適切な管理ということをお願いしていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

紙ベースにしてもそうじゃないにしても、きょうの新聞で、堺市がね、こんな情報が、行政側の取り扱いのシステム上の問題だというふうに思うんですよ。ただ、それが人がかかわるという問題の中で、こういう流出が起きておるわけですよ。

この個人番号の行政手続にかかわると言われて、罰則規定がそれぞれの具体的な事例でもって罰則規定が並んでますよね。そういうものがあっても、前々から言ってるように、発見して罰則を適用したとしても、一旦流出を情報がしてしまえば、これはいくら罰金科したって戻ってこないという問題なので、そうした点では、本当に紙ベースを含めて慎重な対応をぜひお願いしたいなと。

とりわけ紙ベースについては、もう全部あれです。一定期間過ぎたらシュレッダー等で廃棄できるようなものまでメーカーが開発してるとか、つなぎ合わせてもつなぎ合わせることができないようなものまでやって、民間企業もいろいろ取り扱うのでね、そういうものの売り込みだとかあるということを言われてるわけですよ。

ですから、市の中でそうした紙ベースのものかどのぐらいの保存期間が必要なものか私はわかり

ませんけれども、保管と同時に、始まったばかりで処分というのはあれですけども、処分の仕方についてだって、その道筋を今からちゃんと立てておくことがないと、思わぬ落とし穴で流出してしまったと、これでは取り返しがつかないので、そうした対応も今から検討してほしいなというふうに思います。

○総務部長

私ども、今まで個人番号、マイナンバー、これの有無とは関係なしに公文書の管理、これは各種個人の市民の方の貴重な情報があります。個人情報という観点からいうと、これはマイナンバーの有無は全く関係ないんですね。個人の氏名、住所、年齢、性別、こういったものが全て個人の情報になります。そういったものに関して、今まで我々は公文書については、おおむね5年ですとか10年、あと永年というのがありますけども、その保存年数を定めております。

特にそういった個人情報が記載された貴重な情報源である公文書については、一定期間が過ぎますと、5年ないし10年過ぎますと廃棄処分にします。廃棄処分する際については、シュレッダー処分ではなくて溶融処分にしております。全て公文書を車両に積んで、そういった溶融施設まで運んで、そこで溶かします。職員が全部ついていって、最後の溶融炉の中に入れるまでを確認した上でやっておりますので、そういった今まで非常に気をつけてやっておりますので、それは今後とも同じような形で、そういった紙ベースの情報の廃棄については、今までどおり細心の注意を払ってやってまいりたいと思いますので、今後とも、さらにその辺については注意をしまいたいというふうに思っております。

○佐藤委員

わかりました。ぜひそうした細心の注意を払ってやってほしいなというふうに思います。

それで、もう1点、その下の防犯灯の管理事業という形で予算計上がされて、ここに防犯灯借り上げ料というものがあって、その辺の御説明をちょっとお願いしたいなと。

○協働推進課長

今回、防犯灯に関しましては、補助事業のほうを100万円減額をさせていただいて、管理事業のほうで電気料と借り上げ料、工事のほうを計上させていただきました。

従来、防犯灯の電気料につきましては町内会所有ということで、補助金という形で町内会のほうに補助をしておりました。現在、LED化に当たって平成28年3月からリースをしていく予定です。つきましては、今まで町内会のほうにお支払いしておりました、電気料相当分の補助金約1カ月分を減額をするものです。

それから、電気料として今回75万4,000円、これは直接これから市のほうが電力会社のほうへ払っていく1カ月分の電気料になります。借り上げ料というのは、リース会社のほうへ払っていく。今後10年リースの予定なんですけれども、その1カ月分。あと、工事費というのは、今回LED化するに当たって移設とか必要性が出てきた場合の工事費ということで、今回計上させていただいております。

○佐藤委員

平成28年3月からということ、LED化はリースにすると。平成28年3月ですか、4月ではなくて3月ですか。その上で、その分の月割りにして必要なところを電気料と借り上げ料という形にしたんですね。

○協働推進課長

平成28年の4月ではなくて3月、今年度からもうLED化、リース化をしていくということで、1カ月分、両方それぞれ電気料と借り上げ料のほうを計上させていただきました。

○佐藤委員

そうすると、1カ月分ということですけど、防犯灯借り上げ料、LED化していくということですけども、基本は複数年にわたってだというふうに理解してますけれども、全部の防犯灯をLED化、リース化という形の方向ですよ、単年度にそれができるとかということは別にして。

そうすると、この借り上げ料というのは、電気

料が1カ月分だということですが、借り上げ料ということで45万6,000円、1カ月分って、これは何基分に当たるんですかね。

○協働推進課長

基数としては3,337基。基本的には全ての防犯灯、一部地域を除きますけれども、URの管理分は除きますけれども、基本的には3月の時点で全てLED化ということで予定しております。

○佐藤委員

そうすると、全ての防犯灯ということで、借り上げ料が3,337基という形で、1カ月分が45万6,000円という形ですね。平成27年度当初予算にLED化した場合と従来の町内管理、電気料の補助という形でやったときの試算がこれぐらい経費が安くなるであろうというものが平成27年度当初の概要の説明に載ってましたよね。実際にはリースという形ですので、リースの会社と契約をされたということなんだろうというふうに理解しますが、当初の中で予定していた金額と今回こういう形でやっていくということでの軽減額というか、節約額というか、その辺の見通しは平成27年度当初の説明と同じなのか、それともさらに具体的にリースやるにしても、入札なりされたと思うんですね。その辺の説明してほしいですけど、その結果として、さらに安くなったのではないかなという気もしますが、その辺の内容を御説明願えたらと思います。

○協働推進課長

当初予算の中では、御説明の中でリース料、年間700万円を見込んでおりました。今回、調査をして新しくリースをしていくわけですが、まだ契約までは至っておりませんが、およそ10年間で4,300万円ぐらいになると予想されます。ですので、年間430万円ほどという計算をしております。

○佐藤委員

契約には至っていないということですが、そうすると、当初見込みより700万円が430万円と大幅に安くなるという見通しで、本当にこのLED化のリース化というのが大きな効果を

発揮するなということが今の説明でよくわかりました。

それで、最後に、もう1点だけ教えてほしいですけれども、ここの45ページの防災行政無線の免許申請手数料と、これについて内容を説明してください。

○安心安全課長

防災行政用無線局再免許申請手数料の内容について御説明させていただきます。

現在、アナログ式の防災行政無線局が26局、デジタル式の無線局が92局、合計118局の無線局を所有しております。この無線局の総務省からの認可申請期間といたしまして、平成28年5月31日までの期間となっております。

当初平成28年度予算で考えておりましたけれども、総務省のほうに確認いたしましたところ、申請から許可まで3カ月を要するということがわかりました。したがって、2月末までには申請しないと再免許を取得できないということになりますので、この118局補正を出させていただきますので、この118局補正を出させていただきますので申請をしようと考えております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第70号 平成27年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

議案第74号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、予算・決算委員会企画文教分科会を閉会します。

午後2時56分閉会

---

## 平成27年知立市議会12月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成27年12月18日（金） 午前10時

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員（20名）

杉山 千春	明石 博門	水野 浩	中野 智基
小林 昭弼	三宅 守人	田中 健	神谷 文明
高木千恵子	久田 義章	池田 福子	池田 滋彦
川合 正彦	永田 起也	稲垣 達雄	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	中島 牧子	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長 林 郁夫	副 市 長 清水 雅美
企 画 部 長 加古 和市	総 務 部 長 岩瀬 博史
危 機 管 理 局 長 高木 勝	福 祉 子 ど も 部 長 成瀬 達美
保 険 健 康 部 長 中村 明広	市 民 部 長 山口 義勝
建 設 部 長 塚本 昭夫	都 市 整 備 部 長 加藤 達
上 下 水 道 部 長 鈴木 克人	教 育 長 川合 基弘
教 育 部 長 石川 典枝	会 計 管 理 者 稲垣 利之
監査委員事務局長 平野 康夫	

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 島津 博史	議 事 課 長 横井 宏和
議 事 係 長 近藤 克好	議 事 係 野々山英里

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第69号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第70号 平成27年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第72号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第73号 平成27年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案第74号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第5号）	〃



午前10時00分再開

○永田委員長

定足数に達していますので、ただいまから予算・決算委員会を再開します。

本委員会に付託されました案件は8件、すなわち議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号です。これらの案件を逐次議題とします。

各分科会委員長の報告を求めます。

企画文教分科会委員長 田中委員。

〔企画文教分科会委員長 登壇〕

○企画文教分科会委員長

それでは、予算・決算委員会企画文教分科会の報告をいたします。

本分科会は、平成27年12月15日午後2時11分より、第1委員会室において、委員7名全員出席のもと開催されました。

本分科会に審査を付託された案件は、議案第67号、議案第70号、議案第74号の3件であります。

審査の内容につきまして、主な質疑、答弁を以下のとおり御報告いたします。

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）では、固定資産税の増額の要因はとの問いに、住宅用地の負担調整措置据置が廃止されたことが主な要因との答弁。

住宅用地の負担調整措置据置の廃止については、当初予算でも見込んでいると思うが、12月補正となったのはなぜかとの問いに、税金については確実視できるもので計上しており、このような状況で今回補正することとなったとの答弁。

今後は3月補正でも税金は伸びるのかとの問いに、個人市民税、固定資産税については12月補正で目いっぱいなレベルで計上したが、法人市民税については、まだ伸びる部分があるかもしれない。そのような状況であれば、3月補正で計上していきたいとの答弁。

12月補正後の財政調整基金の残高はとの問いに、約19億円との答弁。

平成25年度、平成26年度の決算では13億円超え

の繰り越しだったが、平成27年度の繰越額見込みはとの問いに、10億円程度としたいとの答弁。

繰越金が10億円でも多くないか。その財源を補正予算で前倒し実施は可能かとの問いに、予算総額約230億円の4%から5%で10億円程度となる見込み。補正予算は緊急性のある事業という認識との答弁。

財政調整基金の平成26年度末残高は約23億円。この金額の妥当性はとの問いに、財政調整基金は標準財政規模、平成26年度は約123億円の10%から15%程度と考えている。今後、予定している保全事業のうち、学校施設整備基金や子ども施設整備基金の積み立てを検討したり、平成27年度に実施した繰上償還など、その時点で最善な財政運営をしていくが、現状としてはこの金額でいきたいとの答弁。

社会保障・税番号制度対応システム整備委託料の補正の内容はとの問いに、情報提供ネットワークシステムの国の共通指針が示されたことによるサーバーの2台構成にするためのもの。複数年にすることによるサーバーの容量不足を補うために2台構成への変更に伴う費用が発生するものとの答弁。

データが蓄積されるものと思うが、転出した者のデータはいつまで保管されるのかとの問いに、それぞれのデータの保存期間が過ぎたものは消されていくとの答弁。

マイナンバーを記載したものを含めて紙ベースの申請書類はどのように管理するのか、マニュアル等の対応はしているのかとの問いに、個人情報を含めた公文書を適正に管理するのは当然のこと。鍵つき書庫等で管理するなど、対応が必要になる。職員には手引き等で個人情報に関する周知をしながら適正な管理をしていきたいとの答弁。

防犯灯関連の補正内容はとの問いに、平成28年3月からのLED灯のリースに伴い、町内会に補助をしている電気料1カ月分の減額と防犯灯3,337基分のリース料、電気代の1カ月分と移設工事費を計上したとの答弁。

借り上げ料について、年度当初の見込みに比べ

てどうかとの問いに、当初見込みは700万円。今回、契約には至ってないが、年間450万円ほどの見込みとの答弁。

なお、本件に対する自由討議はありませんでした。

議案第70号 平成27年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）、議案第74号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第5号）では、質疑、自由討議はありませんでした。

以上で、本分科会に付託された案件の審査は全て終了し、午後2時56分に閉会いたしました。

これで予算・決算委員会企画文教分科会の報告とさせていただきます。

〔企画文教分科会委員長 降壇〕

○永田委員長

次に、市民福祉分科会委員長 高木委員。

〔市民福祉分科会委員長 登壇〕

○市民福祉分科会委員長

予算・決算委員会市民福祉分科会の報告をいたします。

本分科会は、平成27年12月11日午後1時4分より、第1委員会室におきまして、委員7名のうち、欠席委員1名、出席委員6名で開催しました。

本分科会の所管とされました審議案件は、議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）、議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第72号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の4件です。

議案第67号、議案第68号、議案第71号につきまして自由討議なく、議案第72号につきましては、質疑、自由討議ありませんでした。

次に、議案に対する主な質疑、答弁を御報告します。

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）では、生活保護費で就業相談員2名で就労活動支援を平成25年9月から実施されているとのことだが、生活保護受給世帯の減少につながったのかの問いに、就労支援事業についてはハ

ローワークの出張相談もあり、生活保護になる前の段階で相談されるため、就労紹介を実施、生活保護にならない場合もあり、効果は出ているとの答弁でした。

次に、商工費、商業団体等事業費補助事業の35万6,000円の補正額は、商店街の街路灯電灯をLED化することで70%の電気料金の削減を見込んだが、実際は60%であり、その差額とのことだが、中部電力の電灯料金体系はどうなっているのかの問いに、商店街の街路灯の体系は商工会を通じての申請のため、詳細は把握していないとの答弁でした。

新規創業事業補助金129万5,000円は家賃と改装費用とのことだが、内容はの問いに、新林町で販売業、新地町で飲食業に対する補助と答弁。

中小企業再投資促進事業補助事業の当初予算4,000万円全額が減額。その理由はの問いに、自動車部品製造企業が12月着工予定の土地取得の兼ね合いで延期との答弁。

精神障害者福祉事業、心の健康相談カフェ委託料は、NPO法人かたれあ福祉ネットに委託してこころのほっとカフェを3月開催とのことだが、今後、定期的にも実施されるのかの問いに、平成28年度予算要求し、継続的に実施予定との答弁。

保育園費で職員給与費は正規職員分で減額だが、人数が減ったわけではないとのことだが、臨時職員雇用事業1,556万5,000円は臨時職員何人分かの問いに、臨時職員の雇用は社会保険料など加え、約6人分との答弁があり、自由討議ありませんでした。

次に、議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）では、後期高齢者支援等援助金で後期高齢者関係事務費搬出金の軽減理由はの問いに、事務費搬出金の確定通知により減額との答弁があり、自由討議ありませんでした。

議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、職員給与費明細書に特殊勤務手当との内容があるが、それは何かの問いに、介護保険滞納分の徴収事務の手当との答弁

があり、自由討議はありませんでした。

議案第72号 平成27年度後期高齢者医療特別会計補正（第2号）は、質疑、自由討議はありませんでした。

以上をもちまして、本分科会の所管とされました案件の審査は全て終了し、平成27年12月11日、午後1時38分に閉会しました。

以上をもちまして、予算・決算委員会市民福祉分科会の報告を終わります。

〔市民福祉分科会委員長 降壇〕

○永田委員長

次に、建設水道分科会委員長 杉山委員。

〔建設水道分科会委員長 登壇〕

○建設水道分科会委員長

それでは、予算・決算委員会建設水道分科会の報告をさせていただきます。

本分科会は平成27年12月14日曜日午前10時より、第1委員会室において、委員全員出席のもと開催されました。

本分科会の所管されました案件は、議案第67号、議案第69号、議案第73号の3件です。

次に、主な審議内容について御報告させていただきます。

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第4号）では、都市開発費の駅北再開発事業において、7,760万円の減額補正を要求しているが、この内容についての説明をとの問いに、現在、駅北再開発事業は実施設計及び権利返還計画等の施行を組合にて行っている。補助対象としては、これら調査設計費のほか、損失補償もあり、年度当初は損失補償も含め、補助の予算を要求していた。この補償費を補助対象から外し、組合単独で行っていくこととなったため、予算の減額補正をするものであるとの答弁。

まちのにぎわいを今以上に出していく計画であるはずが、廃業を早めたりチェーン店を市外に出す結果となっている。空き店舗も青空駐車場となってしまう、空き店舗活用と言いながら、うまく回っていないようである。行き詰まった状態ではないかとの問いに、今ある店舗を駅周辺に残すの

は難しい状態である。しかし、区画整理事業を進める中で、地区計画に適合し、高度利用する商業ビルの計画が出ている。商業床は拡大していくと見込んでいるとの答弁。

県が施工してる猿渡川の歩道橋の状況と知立市への移管は、この工事完了後になるのかと問いに、既に工事は発注済みであり、今後は架設工事を平成28年3月までに完了すると聞いている。また、県との覚書については県の歩道橋設置工事が完了後、速やかに市へ移管することになっている。平成28年4月から市へ移管したいとのことで、現在協議中であるとの答弁があり、自由討議はありませんでした。

議案第69号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）では、汚水維持管理費240万円の工事内容、具体的な場所、金額の根拠はとの問いに、国道419号に関し、市に移管される路線で、知立建設より下水道施設占有者に対し、修繕依頼箇所の工事費である。乗り入れや歩道部で舗装が下がった場所など、下水道課へは7カ所の修繕依頼があった。要請箇所7カ所を修繕した場合の工事費として240万円を計上したが、現在、対象箇所は調整中であるとの答弁があり、自由討議はありませんでした。

議案第73号 平成27年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）は、質疑、自由討議はありませんでした。

以上、本分科会に付託されました案件の審査は全て終了し、午前11時38分に閉会いたしました。

これをもちまして、予算・決算委員会建設水道分科会の報告とさせていただきます。

〔建設水道分科会委員長 降壇〕

○永田委員長

これで分科会委員長の報告を終わります。

ただいまの企画文教分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの市民福祉分科会委員長の報告に対す

る質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの建設水道分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから各議案の審査に入ります。

議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号について、挙手により採決します。

議案第67号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第67号 平成27年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号について、挙手により採決します。

議案第68号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第68号 平成27年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第69号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第69号について、挙手により採決します。

議案第69号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第69号 平成27年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第70号 平成27年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号について、挙手により採決します。

議案第70号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第70号 平成27年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号について、挙手により採決します。

議案第71号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第71号 平成27年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第72号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第72号について、挙手により採決します。

議案第72号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第72号 平成27年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号 平成27年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。  
（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。  
まず本案に対する反対討論の発言を許します。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第73号について、挙手により採決します。  
議案第73号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。  
（賛成者挙手）

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第73号 平成27年度知立市水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第74号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。  
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。  
（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。  
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○永田委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
議案第74号について、挙手により採決します。  
議案第74号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。  
（賛成者挙手）

○永田委員長

挙手全員です。したがって、議案第74号 平成27年度知立市一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

これで予算・決算委員会を閉会します。

午前10時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日  
知立市議会予算・決算委員会  
委員長